

産業構造審議会イノベーション・環境分科会

第1回排出量取引制度小委員会

議事録

■ 日時：令和7年7月2日（水）9：00～12：00

■ 場所：対面・オンライン開催（Teams）

■ 出席者

<委員>

（委員長）

大橋 弘 東京大学 副学長・大学院経済学研究科 教授

（委員）※オンライン出席3名

秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構

システム研究グループグループリーダー・主席研究員

有村 俊秀 早稲田大学政治経済学術院 教授・環境経済経営研究所 所長

池田 三知子 一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長

上野 貴弘 一般財団法人電力中央研究所 社会経済研究所 研究推進

マネージャー（セキュリティ・サステナビリティ） 上席研究員

高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

富田 珠代 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総局長

望月 愛子 株式会社経営共創基盤（IGPI） 取締役CFO

諸富 徹 京都大学公共政策大学院 教授

吉高 まり 一般社団法人バーチュエデザイン 代表理事 東京大学教養学部 客員教授

<オブザーバー>

財務省、農林水産省、国土交通省、国土交通省、環境省、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本商工会議所、日本公認会計士協会、一般社団法人温室効果ガス審査協会

<事務局（経済産業省）>

畠山経済産業政策局長 兼 首席GX推進戦略統括調整官

龍崎資源エネルギー庁次長 兼 内閣官房 G X 実行推進室次長

伊藤G X グループ長

G X グループ 福本審議官（脱炭素成長型経済構造移行推進担当）

G X グループ 中原環境政策課長

G X グループ 若林参事官 兼 環境経済室長

## ■ 議事概要

○若林参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回排出量取引制度小委員会を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます経済産業省G X グループ参事官の若林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は御多忙の中、委員、オブザーバーの皆様にお集りいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、対面及びオンラインのハイブリッド形式にて開催いたします。また、所用により、有村委員は10時半頃までの御出席となります。

本委員会の審議は公開とし、本日の審議の様子についてはYouTubeにてライブ配信を行います。議事要旨につきましては、委員会終了後、発言者に御確認いただいた上でホームページに公開いたします。

次に本日の配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は3点になります。1点目が議事次第、2点目が委員名簿、3点目が事務局説明資料です。オンラインで御参加の皆様はTeams上で投影している資料を御確認ください。資料の不足や御不明点等がございましたら、事務局までお知らせいただきますよう、よろしくお願ひします。

それでは、議事に先立ちまして、昨日、経済産業政策局長・主席G X 推進戦略統括調整官に着任した畠山より御挨拶を申し上げます。

○畠山局長 おはようございます。経済産業政策局長の畠山でございます。主席G X 推進戦略統括調整官は前職のときも兼務しておりましたけれども、引き続き兼務をさせていただきます。

そして御多忙の中、委員の皆様におかれましては、委員に御就任をいただきましてありがとうございます。そして本日、御出席を賜りましたことにも重ねて御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

政府はGX実現に向けまして、10年間で150兆円を超える大規模な投資を官民協調で実施することを目指しております。排出量取引制度はその実現のための成長志向型カーボンプライシング構想を支える中核的な制度となっております。

2年前に成立したGX推進法におきまして、成長志向型カーボンプライシング構想の大枠が法定化をされたところでございまして、先月、閉会いたしました通常国会におきまして、このGX推進法の改正案が成立いたしました。これに基づきまして、GXリーグにおいて自主的に行われてまいりました排出量取引制度が法定化をされまして、義務的制度として2026年度から稼働をするということになってございます。

アメリカにおけます気候変動政策の修正など、動きもございすけれども、日本は長期的視点の下、排出削減と競争力強化の同時実現を目指すGX政策を揺るぎなく進めてまいりたいと考えております。一方で、多くの削減技術が開発途上にあるというトランジション期の現実、これも踏まえる必要がございまして、産業の国外移転を起こさない配慮も必要だと考えております。

この委員会で御議論いただきます排出量取引制度につきましては、公平で実効性があり、なおかつ産業の国外移転を起こさない制度とするべく、絶妙なバランス感覚が詳細設計に当たって求められると、このように考えております。諸外国の制度も踏まえながら、有識者や産業界の皆様と制度の詳細について精緻に検討を重ねていきたいと考えております。

委員、オブザーバーの皆様におかれましては、それぞれの専門的な御見地から、ぜひ忌憚のない御意見を賜ればと考えております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○若林参事官 続いて、資源エネルギー庁次長に新たに着任いたしました龍崎、GXグループ長に新たに着任した伊藤より御挨拶を申し上げます。

○龍崎次長 皆様、おはようございます。昨日付でエネ庁の次長ということでございまして、畠山局長と同じですが、私も内閣官房のGXの枠組みの次長をやるということで、エネルギーとGX一体でやっていく必要があるということで引き続きやらせていただきたいと思います。

GX推進法の改正の審議の担当をしましたがけれども、やはり議員の皆さんからも、このETSの基準の公平性とか透明性をどうやって確保するのだとか、上下限、どうやったら適切なバランスが取れるのだみたいな話もございすし、それから個々の企業の皆さんにとりましても、まさにこの基準などをどう設定するかが大きく関わってくるということで、いよいよ制度設計の肝に入ってくるということでございすので、委員の皆様には大所高

所、それから具体像の議論をぜひお願いいたしまして、いい結果を出していただければと思っております。よろしく願い申し上げます。

○伊藤G長 改めまして、GXグループ長に着任いたしました伊藤でございます。

GXというコンセプト、改めて言うまでもございせんけれども、岸田政権で打ち出されまして、当時官邸におりまして、深く携わった身からしますと、いよいよそのGXの中核となる排出量取引制度の設計が本格化するという、このタイミングでGX政策の責任者ということで着任したのは非常に感慨深い思いをしております。

委員の皆様いろいろな御指導いただきながら、経済産業政策局、そして資源エネルギー庁と連携しながら、すばらしい制度、そして日本の脱炭素、エネルギー安全保障、そして経済成長を実現するような制度としていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○若林参事官 本委員会の開催に当たり、委員長の選任を行います。委員長は、委員の互選により選出したいと考えております。事務局としては、大橋委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、本委員会の委員長を大橋委員に務めていただきます。

大橋委員長より一言御挨拶をいただけたらと思います。よろしくお願い申し上げます。

○大橋委員長 改めまして、皆様、おはようございます。ただいま御指名を受けました大橋と申します。身の丈に余りますけれども、皆さんの御協力を得て、務めさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

御挨拶ということで一言だけ申し上げさせていただきますと、本日以降、皆様に御議論いただく排出量取引制度は、海外の制度をそのまま持ってきたというものではなくて、5年近く、多分2021年ぐらいからずっと議論を続けてきて、そしてGXリーグとか、様々な制度整備を行った上で、ある意味、満を持して法定化されて始まるものというように理解しています。

排出量取引制度は他国でも始まっていますけれども、今回、26年度から始まる制度は、そういう意味では我が国特有の産業構造を念頭に置きながら、また脱炭素に向けた研究開発の成果が生み出される時間軸も頭に置いて、しかし、気の緩みなく、我が国の産業構造の適正化を図っていくことで世界全体の脱炭素につなげていくということが目標なのだろうと思っております。

詳細設計に入ると、えてして当初の思いとか哲学とか忘れがちになったり、場合による

と忘れてなくなったり、そういうことがあるかもしれないのですけれども、あくまで、我が国の経済成長や生活の豊かさにつながるための手段であるということを堅持して、ぜひ高い視座と御見識で御議論していただければと願っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○若林参事官　　ありがとうございました。

冒頭のカメラ撮りはここまでですので、プレスの方、御退席をお願いいたします。

ここからの議事進行は大橋委員長をお願いいたしたいと思います。なお、畠山、龍崎は所用により 10 時 45 分頃に途中退席する予定でございます。

それでは、大橋委員長、よろしくをお願いいたします。

○大橋委員長　　ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本委員会では、我が国のGX実現に向けて成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めるに当たり、2026 年度から本格稼働させる排出量取引制度に関して、有識者、産業界などの御意見をいただきつつ、制度設計に関する技術的事項について論点を整理し、議論するということでもあります。

議論の進め方についてですけれども、事務局から排出量取引制度の制度設計を検討するに当たっての論点を御準備していただいていますので、そちらのほうをまず御覧いただいた後、皆様から御意見をいただいて、議論させていただきたいと思います。

なお、本日 12 時までお時間を取らせていただきますが、議論の様子によっては前後してしまうかもしれませんけれども、御容赦いただければと思います。

それでは、初めに資料3について事務局より御説明をお願いいたします。

○若林参事官　　資料3につきまして、私から御説明をさせていただきます。

まず本小委員会の設置についてということで4ページ目、御確認ください。2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立を実現するための施策として、我が国では成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めております。本年5月には、2026年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者の方を対象に、排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正GX推進法が成立しております。本委員会では、改正GX推進法に基づく排出量取引制度の制度設計に関する技術的事項について審議を行うということでございまして、主な審議事項については左、今日、お集まりいただいています委員の皆様については右のほうに記載をさせていただきます。

次、7ページ目を御確認ください。改正GX推進法の内容を一通り御説明したいと思っております。

まず改正GX推進法では、一定規模以上の制度対象者の皆様に排出量取引制度への参加を義務化するというところでございますが、CO<sub>2</sub>の直接排出量が、前年度までの3か年平均で10万トン以上の事業者の方々に、この制度の中に入れていただくということにしております。一方で、義務対象者である親会社等が密接な関係にある子会社も含めて一体で義務履行をすることも可能としておりまして、今日の一つの論点になっているところでございます。

それから②、移行計画の策定ということで、2030年度などの直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを対象企業の方々に出していただいて、国が集計し、公表するというようにしております。

③、排出枠の保有義務ということでございまして、これは具体的な手続の流れになります。政府指針、これは我々の中で実施指針と申し上げますが、この実施指針に基づいて算出した排出枠の量を第三者機関——登録確認機関制度を今回、つくってまいります。この方々の確認を事前に得た上で割当申請をしていただくこと。

次に、排出実績量についても登録確認機関による確認を受けた上で毎年度国に報告するという形で想定しております。この国に報告いただいたものについて、最終的に国で確認をし、通知をして、実際に皆さんの保有義務量というものが確定していくという形になります。

この保有義務のところですが、翌年度の1月31日に保有することを義務づけるとしておりまして、例えば26年度の算定対象期間の排出枠につきましては、28年の1月31日に、排出実績と同量の排出枠を自らの口座の中に保有していただくということが義務づけられております。不履行時の扱いとしては、保有義務の未履行分に上限価格の1.1倍の支払いをお願いすることを想定しております。

それから価格安定化措置ということで、これも一つのGX推進法の目玉になってきますけれども、政府は排出枠の上下限価格を設定するという形です。まず上限のところですが、排出枠が何らかの事情で高騰するなど義務履行に支障が生じる状況として経済産業大臣が告示した場合には、排出枠が不足する事業者については、上限価格に不足分の支払いによって義務を履行したものと見なすという措置を入れております。

次に下限価格ですが、一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合に

は、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するというようなことをしております。そのような状況に至れば、割当基準の強化を同時に検討していくということを考えております。

次に排出枠の取引市場ということでございまして、GX推進機構が排出枠の取引市場を設置・運営することがGX推進法上定められております。制度対象者に加えて、カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者、あるいは制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認めていきたいと考えております。

8ページ目です。最もコアになるルールとして、排出枠の割当ての実施指針という形になります。この説明をさせていただきますと、まず業種別のベンチマークという形でエネルギー多消費分野を想定しておりますが、ベンチマークによる割当てをする業種、それからその他の部分についてはグランドファザリングによる割当てをするという形で、これを基本とした割当てのルールにしていくという形ですけれども、個別の事業者ごとの状況も勘案するとしてございまして、勘案する事項として4つを想定しております。

具体的には、早期削減努力ということでございまして、制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量、特にグランドファザリングの対象事業者の方々の公平性を確保するために割当量を加算するというようなことを考えております。

それから、製造拠点の国外移転のリスクということでございまして、国外移転の可能性がある材、まさにカーボンリーケージ業種ということでございますが、この方々、収益に占める排出枠調達コストの割合を考慮して、割当量を加算するという措置を入れています。

3つ目が研究開発投資の状況ということで、GX研究開発のための投資額に応じて、事業者に対する割当量の加算を行うという措置を考えています。

4つ目が活動量の変動ということで、事業者の新設・廃止、あるいは生産量の大幅な増減が起こった場合に割当量を調整するとしております。

この①から④の部分もそれぞれ、かなり重要な論点が詰まっております。例えば早期削減努力で言うと、実際に過去の排出量を公平かつ正確に算定できるのかというような論点です。2つ目のカーボンリーケージ業種については、どのような業種をカーボンリーケージ業種にするのか。それから追加割当てを行うときに排出枠の不足分の範囲内で行うとしておりますが、その全てを埋め戻してしまうと、足元の排出削減をしなくていいということにもなりかねませんので、何らかの上限が必要だと考えております。この上限をどの程度にしていくかというところがあります。3つ目も同じような論点があるととも、そも

そもGX研究開発投資とはどういうものかというのを決めていかなければいけない。4つ目については、生産量の大幅な増減として2年連続で見ることを想定しておりますが、何%ぐらいの増減があったときに構造的な変化として調整していくかというようなことを決めていく必要があるということでもあります。

特に重要になるのが9ページ目のベンチマークのところでございますが、業種特性を考慮するというようなところで、エネルギー多消費分野を中心にベンチマークを定めていきたいと思っております。このベンチマークの指標は左にあります、上位X%の水準で割り当てるといようなことを何らかのルールというか、我々のほうで実施上決めてまいります。この上位X%のところ、この下の図で言うとA社、B社、C社は排出枠が余るということで、事業活動がこれまでどおりであれば、D社の排出原単位の水準になっていくということです。E社以降、右の方々については排出原単位をより下げていく努力をしていただく必要があるという形だと思っております。

このベンチマークの指標は非常に重要だと思っております。特にトランジション期において、このベンチマークは不可能な水準まで排出枠の削減を求めるものではないということです。同業他社の方々の誰かが必ず達成している水準までしか求めないという形になっておりますので、何らかの理由で、政府のほうで上からばさっとかけて、もう不可能なことをやってもらうというような形ではないということでもあります。

それから、例えば5年間でX%を上位Y%まで引き下げということを今後検討していきたいと思っておりますが、この場合にも、この下の図であれば、上位の最後のY%というのは必ず同業他社が達成している水準に入りますので、この場合の図であれば、A社については常に余り続けるというような形になります。この上位X%やY%については、基本的には同業他社との比較ということで全ての業種について同一の数字で定めていくということを基本として考えていきたいと思っております。

一方で、ベンチマーク設定が困難な業種がございます。例えば、比較可能なデータがないとか、さらには少量多品種のもの、オンリーワンの製品を作っているなど、そういうところはなかなかベンチマークの設定が困難にもなりますので、こういう場合はグランドファザリングを当てはめていくという形です。他方で、この右に示しているように、基準年度の排出量よりも先に排出削減しているところは、まさにその部分を加味しないと不公平になるだろうということで、先ほどの早期削減努力というものをグランドファザリングには認めていくという形になります。この年率Y%で削減していくということも一つの重要

な論点になっていくということでございます。

10 ページ目です。改正GX推進法は、産構審の意見を聞かなければいけないということを明定しております。今申し上げた実施指針に関する重要な部分と、排出枠の上下限価格ということについては産業構造審議会の意見を聞かなければいけないということが法律上の義務になっているという形でございます。

今年の審議事項については 11 ページ目でございます。今年、制度開始に当たって必要となる算定・確認・割当て等に係る基準等の事項について議論していくことを想定しています。議論の取りまとめを踏まえて、年度末までに必要な技術的検討を加え、省令・告示を策定していくというようなスケジュールを考えておりました、今、想定しているスケジュールとしては、GX推進法に基づく政令は夏頃からパブリックコメントを開始する。特に準備を急がなければいけない登録確認機関の省令などは切り出した上で、できるだけ早めに、年度内に当然パブコメもかけて、実際に施行まで持っていくということを考えています。それ以外のものも、基本的には年内に取りまとめて、またパブコメにかけていくという形で何段階かのロケットでやっていきたいと考えております。

具体的内容を御説明していきます。

13 ページ目ですけれども、CO<sub>2</sub>の直接排出量 10 万トンを対象とすると。それを法人単位で見た場合に、我々の試算では 300 社から 400 社程度がカバーされる。カバー率は、温室効果ガス排出量の 60%近くになるというような想定をしております。

本日の論点の 1 つ目が 14 ページ目でございます、先ほど申し上げた密接関係者との共同での届出の範囲をどうするかということでもあります。GXリーグでは、参画企業の約 4 割が子会社等を含めたグループ単位での削減目標の設定や排出量の算定を実施しております。こうした実態を踏まえて、改正GX推進法では、対象事業者が密接関係者と一体的にGX投資を行う場合には、当該密接関係者と共同して排出目標量の事項を届け出ることを認めるというようにしております。この定義ですけれども、まず省エネ法でグループ一体での報告を認めているというところがあります。省エネ法はエネルギー管理の一体性が確保されており、年間のエネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上であるときに、親会社等が密接関係者も含めてエネルギー使用量の報告を行うことを可能としておりました、これを踏まえて、会社法上の子会社と関連会社を認めることとしてはどうかというようにしております。

具体的には下の図になりまして、一体での制度対応を可能としております。この絵の場

合、親会社は実際 10 万トンですけれども、45 万トンのCO<sub>2</sub>を一括で算定・報告するという形の義務がかかっています。等量の排出枠の保有義務も親会社のほうに全部寄せてしまうということにしておりまして、子会社などは自社での報告手続が不要になるという形になります。省エネ法の対象であれば、まさにこのような図になるのですけれども、先ほど省エネ法はエネルギー使用量が年間 1,500 キロリットルということで、比較的裾野が広い人たちが対象になる一方で、この制度は制度対象者を直接排出量 10 万トンということで、省エネ法よりかなり大規模な事業者に限定をしております。そういう意味では、ホールディングス本社が排出していないような場合も十分考えられるとしておりまして、こういう場合にもグループ内の義務履行が可能となるように兄弟会社についても認めてはどうかということ考えております。

17 ページ目に行きまして、まず排出実績量の算定の考え方ということで、この制度は、対象にしますCO<sub>2</sub>はエネルギー起源CO<sub>2</sub>のみならず、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>についても実績の算定対象になっていくという形であります。基本的に算定対象活動は省エネ法や温対法SHK制度と整合的に定めていくことを考えておりまして、下の式を見ていただきますとあるように、CO<sub>2</sub>の実際の排出量から、J-クレジット・JCMクレジットの無効化量を差し引いたものを制度上の排出実績量とするという形にします。この排出実績量を第三者機関の確認を得て、GX機構から通知を受けて、保有義務量が確定されていくというような手続の流れを考えております。

下に3つ、小さい※がございますが、まず輸送に係るCO<sub>2</sub>排出もスコープ1として算定対象としていくという形です。この場合の算定報告を求める排出の範囲については、省エネ法・温対法で一定の事業者の方々の範囲に限定されております。このようなものも踏まえて定めていきたいと思っております。

また、諸外国では離島航路など、こういうものを算定対象活動から除外する措置を講じて、これによって生活インフラを守るというようなことなどをしております。こういった措置についても諸外国等の例を参考にしながら、下位法令において定めていきたいというように形で、具体的には政令で規定していくということを考えています。

2つ目の※ですけれども、クレジットのところは、この例で見いただきますように、排出実績量（保有義務量）のところで控除して活用はできますが、例えば制度対象として直接排出 10 万トン以上であるかどうかというのは実排出量で判定したいと考えておりまして、クレジットを買って無効化したからといって、この 10 万トンの裾切りを下げると

いうことはやらない。あと、基準排出量やベンチマーク水準の排出量についても、このクレジット無効化量を考慮しないというルールにしたいと考えています。

3つ目の※であります。CCUSや森林吸収の扱いであります。まずCCUのうちのカーボンリサイクル燃料については、原排出者がCO<sub>2</sub>の排出を計上すれば、利用者側が排出量を計上しなくてもよいという形で、カーボンリサイクル燃料の利用促進を図るためのSHK制度の改正が行われております。これに基づいて、本年度からの報告から適用されていくということですが、CCSについては今年、議論のキックオフがされていく。それから森林吸収についても、今、私有林の扱いなどをSHK制度で議論しておりまして、これも任意報告として、調整後排出量から控除できるというような形の制度を今、検討中でございます。これは令和9年度からの適用ということございまして、SHK制度において、徐々に議論で固まってくるものを制度の中に取り込んでいく。そのときに、SHK制度とは違うところが第三者の検証でございまして、この検証可能性が十分あるかということも同時に勘案しながら制度の中に取り込んでいくということを将来的に検討していきたいと思っております。

18 ページ目です。具体的な算定方法の類型として、SHK制度の算定方法や国際的な算定ルールとの整合性も踏まえて、1～4を認めるという形にしたいと思えます。

1は、活動量に排出係数を掛けるという形でありますけれども、この活動量は、例えば購買伝票や計量器により把握をする形であります。2はマスバランス方式ということで、物質収支を計算するというもの、3は実測でもいいですという形です。その他、モデル計算など、ここら辺はSHK制度で認められている算定方法、あるいは国際的な算定ルールと整合的なものということであります。

一方で、ETS制度特有のところ、この例外の保守的推計でございまして、例えば1の活動量を算定するときに、購買伝票が失われてしまっている、計量機器が壊れて、十分計測できなかったなどの場合にも、制度上の保有義務量を特定していかなければいけないということございまして、これについては、過去の排出実績や同業他社のデータから、保守的な方法によって排出量を推計するというので、例えば過去のデータの1点何倍とか、こういう形で計算をしていくということを考えているということです。

19 ページ目は計測機器の精度ということございまして、計測機器はGXリーグでもそうなのでありますけれども、下にある要求精度というものを定めております。燃料種別ごとに活動量がどれぐらいあるかということによって、計測機器の公差をどれぐらい認めていく

かというものを詳細に定めております。これと同様のものを定めていくということを考えているのと、あと、適切に管理していただくという観点から、計測機器の精度とか管理状況の情報などについても排出実績量と併せて報告していただくということを考えてございます。

20 ページ目でございます、カーボンクレジットの使用上限をどの程度認めていくかというような議論であります。カーボンクレジット自体は制度対象外の幅広い主体、例えば中小企業の皆様の排出削減活動であったりとか、森林経営に基づく吸収源の活動であったりとか、このようなものも促進していく効果があるという形で考えております。そういう意味では、制度対象者のみならず、非常にコストエフェクティブに全体として排出削減をやっていくというようなプラスの側面があるということです。

それから、除去・吸収という形で、世界的にも今、取組が進んでおりますけれども、こういうものを制度上評価するときには、除去・吸収クレジットをどう扱っていくか、それを徐々に取り組んでいくなどの視点が重要になっています。

一方で、過去、EUに起こっておりますけれども、排出枠の需給に影響を与えるレベルで外部クレジットを導入してしまうと、排出枠それ自体の適正な価格形成が妨げられるというような指摘もございます。諸外国では、排出枠の需給への影響を抑制する観点という形で使用量に上限を加えておまして、多くの制度において5%~10%程度の水準に設定されて、一定期間ごとに見直しを行われているという形です。

下に少し書かせていただいておりますけれども、アメリカのカリフォルニア州や韓国は、償却すべき量というのがまさに実排出量だと考えていただければと思いますが、例えばカリフォルニアであれば、実排出量の8%から始めて4%に引き下げて、その後、またもう一回上げている、このような動きをしたりしております。韓国は10から始めて5に下げしております。

このような事例を考えながら、21 ページ目、我々として御提案したいのは、制度の発展とともに段階的に引下げ、場合によっては引上げということも行っておりますけれども、実排出量の10%を上限としてはどうかと。他方で、実排出量10%と決めても、それを固定的に考えるのではなくて、実際に外部クレジットが排出枠の需給に及ぼす影響をよく見極めて、継続的に点検しながら、上限の引下げも含め、場合によっては引上げということも必要になると思っておりますけれども、見直しを検討していくということかなと思っております。

22 ページ目はEU-ETSで起こったことございまして、第1フェーズから第3フ

フェーズまでの間に、京都議定書に基づくCER/ERUなどを利用可能としていたことで、15億トンの外部クレジットが使用されて、排出枠の余剰発生の一因になったと言われていいます。最大21億トンぐらい、市場で排出枠の余剰が生じていたと言われております。これを踏まえて、フェーズ3から外部クレジットの活用制限を行い、フェーズ4では外部クレジットを利用不可にしていくという流れになっています。

23 ページ目はJ-クレジットの創出量です。近年、排出量取引が開始される、あるいはカーボンクレジット市場が東証で整備されたということも踏まえまして、特に森林の部分というのが非常に増えております。年間100~150万程度で推移していくという形になります。

24 ページ目は除去・吸収の評価手段としての意義です。J-クレジット制度ではDACCS等の先進的な取組を促進するという形で対象プロジェクトの範囲を拡大中でありまます。JCMについても、インドネシアにおけるCCSプロジェクトなど、CCSの方法論の策定に向けた検討をパートナー国との関係で実施をしていたりします。このような除去・吸収だとか貯留量というのを制度内に取り込んでいくというようなことから、除去・吸収クレジットについても積極的な評価をしていきたいと考えております。

次に登録確認機関ということで、私どもが一番急がなければいけないと考えているところでございます。

登録確認機関制度については26ページ目を御確認ください。排出目標量の届出、あるいは保有義務量の確定の基礎となる排出実績量を報告していただくに当たって、登録確認機関の確認を受けなければならない。登録確認機関になろうとする方は、事前に経産大臣に対して登録申請が必要であります。それから、登録確認機関に対して適正な業務実施を確認するための報告徴収などの必要なエンフォースメントの措置がGX推進法上規定されているのと、登録は5年ごとの更新が必要という形にしております。

これについては27ページ目で基本的な考え方についてまとめて記載をしております。まさにETS制度を円滑に運用しながら、効果的な排出削減を実現していくための非常にエッセンシャルなものだと考えておきまして、登録確認機関の皆様の量的な側面と質的な側面を両方確保していくことが不可欠だろうと思っております。

他方で、後ほど御説明しますが、足元の状況も踏まえると、まずは確認業務環境の構築、特に登録確認機関数の確保ということを中心に先行して取り組んだ上で、あるいは並行して確認業務の品質向上に取り組んでいくということが重要ではないかということです。

下に御提案申し上げたいことを書いておまして、26年度からは、特に確認業務の体制構築に注力していくという形で、29年度から確認業務の品質向上により本格的に注力していくというようにしてはどうかとしております。

確認業務について、26年度からは事業者全体に対する限定的水準の確認という形で開始した上で、29年度から、一定の多排出事業所については合理的水準の確認をハイブリッド型で組み合わせていくというようなものを考えています。後ほど御説明します品質向上に向けた自主的枠組みも始動させていくということを考えています。

それから、登録要件につきましても、例えば排出量の検証についてのISO認定などの制度がございますが、まず26年度からは、過去に排出量の保証や検証業務の経験を有することを基礎的要件としたいと思っておまして、29年度から、検証機関に対するISO認定を入れていく。あるいは、このタイミングになれば、上場企業に対する非財務情報の保証業務資格というものが整備されてくると想定しておりますので、このタイミングで客観的資格の取得を要件化していくことを考えているということでもあります。

我々、念頭に置きたいのは28ページ目のところでありまして、GXリーグの第1フェーズでは、2021年度のスコープ1、10万トン以上の企業をグループGと言っているのですが、この企業に対して第三者検証を求めていたところ、検証済排出量の報告が遅延する企業が一定数、それも相当程度発生したという現実がございます。左にありますけれども、GXリーグの算定ルールの内社教育を行うところからやらなければいけなかったり、あるいは非常に計量器が多く設置されている業者の方々は、その精度の確認などに非常に手間がかかったと聞いております。

それから、先ほどISOの検証の認定のところを御説明しましたけれども、下の図を見ていただきますと、これは日本適合性認定協会、JABと言われている機関ですが、ISOへの適合性評価をする団体でございます。ここの認定を行った検証機関数は、実は2015年ぐらいまでは10機関以上がやっていたのですけれども、市場拡大が限定的であったり、制度が複雑などの理由から、認定を返上するという例が出てきております。こういうことを踏まえて、実は日本の場合、5機関だけがISO14065の認定を取得しておりますということの一方で、足元ではJ-クレジットの拡大、あるいは非財務情報の開示、ETS対応ということで検証ニーズが拡大していくので、この足元の状況と将来的な拡大を踏まえて、我々としては制度対応を考えていきたいと思っております。

29ページ目を見ていただきますと、EUの検証制度も段階的に発展しております。E

Uの場合は欧州委員会が定めた検証ルールに基づいて、対象施設ごとに検証を受けるというようにされています。検証を実施する方々はECが定めた認定ルールに準拠して、各国の国家認定機関が認定した検証機関でなければならないというルールが今、ございます。ただ、個別具体的にみると、第1フェーズとかは、ECのルール自体も数行しか書かれていないぐらいの非常に簡潔なものになっておりまして、具体のところはなかったものを、徐々に規定数を増やしたり、あるいは第3フェーズになると、検証専門の規則だとかをつくって、より細則化しているというような形になっております。この完成形に至るまでを時間もかけながら、それでいて制度上意味のある保証水準というものを確保できるようにしていきたいと考えております。

31 ページ目を見ますと、保証水準の段階的強化ということで、保有義務量の基礎となる情報は非常に重要だということで、部分的にであっても、合理的保証水準で確認業務を実施すること自体は望ましいと考えておりますが、業務の難易度や必要な工数が飛躍的に増加する。先ほど御説明したような足元の状況というのも踏まえる必要があるということで、当初3年は事業者全体の限定的水準の確認のみを求めるとした上で、29年度以降、大規模事業所を対象に合理的水準の確認を求めてはどうかと考えております。第1フェーズでは監査法人系とISO系の2つの機関が保証／検証業務を担当していただいておりますが、2026年度以降の確認ルールは、通常、両者が準拠する基準、この場合、ISO 14064-3とISSA5000というものがございますけれども、このルールを基礎に設計して、それぞれのルール、そろえるところはそろえましょうと。異なっても問題ないところは異なっておきましょうという形で、この2つを踏まえたルールをつくっていききたいと考えているということでもあります。

33 ページは御紹介ですけれども、金融庁でやられているサステナビリティ情報開示・保証に関する動向は横で見ながら議論していく必要があるだろうと思っております。まずはプライムの時価総額3兆円以上の企業に対しては27年度3月期から適用義務化。保証義務化は28年の3月期。1年遅れて時価総額1兆円以上のところ。それから、時価総額5,000億円以上の方々は2029年、2030年ということですが、いろいろな状況を見ながら、実際に適用されるかどうかというのを判断されていくと承知しております。

34 ページ目ですけれども、これは各国の保証水準ということで、EU、韓国は全ての施設について合理的水準の検証を求めているという一方で、豪州では直接排出量100万トン以上の設備に限定して合理的水準の検証を求めているということでもあります。実際、ど

れぐらいの施設を合理的水準の確認の対象にしていくのかということは、この段階でもある程度メルクマールを出していく必要があると思っております、豪州の合理的保証の対象となる設備は、その制度対象となる排出量のカバー率で約6割と言われております。仮に我々、100万トン以上の事業所を合理的水準の確認の対象とした場合には、日本の制度対象となる排出量の約8割になってくると想定をしております、100万トンという数字を念頭に置きながら検討を進めていきたいと考えております。

35 ページ目は登録確認機関の要件ということで、先ほど申しました基礎的資格の有無のほかに、業務従事者の知識・技能の保有ということで、例えば排出量に係る確認業務に係る一定の実務経験を有することなどを求めています。③は業務上必要な経理的基礎としての最低限度の財務状況と、④ということで、品質管理体制、確認業務に必要な技術的専門性が十分確保されているかというようなものなどを見ていきたいと考えております。

それから、ここからはGX推進法の制度外で今後取り組んでいきたいと考えていることですが、37 ページ目、確認業務の品質向上ということで、経産省はGX推進法に基づいて報告徴収等のエンフォースメントを実施することが可能になっております。これによって、法令上の品質水準の確保というのをしっかりしていきたいと考えているということです。

一方で、登録確認機関、あるいは協力いただける多排出事業者の方々が自主的に知見を共有していくというような取組も非常に重要だと思っております、例えばGX推進機構が定期的に調査・ヒアリングを行って、登録確認機関の確認業務がルールに従って行われているかを確認する。優良な対応事例や業務ノウハウを集約して、横展開していくなど、こういう取組をやってはどうかと考えております。

38 ページ目は制度外の取組ということでございまして、確認業務の人財育成と業務効率化です。確認業務を行う人材も、この絶対数をしっかり確保していくという形になりますので、業界一丸となって専門知識を有する人材を育成する枠組みとして監査法人系の方々、ISO系の方々が知見を共有して育成する仕組みをつくってはどうか。あるいは、確認業務の効率化というのも、工数が非常に増加してくるときもどうやって効率化してやっていくかというのが重要だと思っております、このための支援ツールの開発なども、予算措置も含めてしっかりやっていきたいと思っております。

3. 今後の進め方でございます。

40 ページ目を見ていただきますと、今日は制度対象・算定・確認ということですから

ども、8月頃、第2回から割当ての全体像、基準排出量・活動量の考え方という、コアの部分に入っていきます。秋以降、非常に注目が高くなってくる論点を一つ一つこなしていく必要があると思っております、ここに書いてあるような論点でございます。

それからベンチマークについては、特別のワーキンググループをつくりたいと考えております、これは41ページ目であります。割当てに関するルールについて、ベンチマークの算定式については個別業種ごとの専門的な知見が必要であろうということで、ワーキンググループでは、制度上の影響度、あるいは技術的難度などを踏まえて、検討対象とする業種を特定。暫定的には下に書いてあるような製造業ベンチマークの検討WGと発電ベンチマーク検討WGということで考えておりますが、この具体案の検討をしていただいて、その上で小委員会に報告いただくという形で考えております。なお、他省庁が所管する業種です。運輸部門などは国交省が所管しておりますが、各省庁においてそれぞれ検討を進めた上で、同様にベンチマークの具体案を産構審の小委員会に御報告いただくということを考えております。

42ページ目、ベンチマーク検討WG委員ということで、発電ベンチマーク検討WGについては現在調整中でございますが、製造業ベンチマーク検討WGについては今回の小委員会の委員にもなっていただいております有村先生に座長をお願いできないかと考えているところでございます。

すみません、長くなりましたが、以上になります。

○大橋委員長 丁寧にありがとうございました。

それでは、以降を意見交換の時間とさせていただければと思います。委員の皆様においては、対面の方は御発言希望の場合、ネームプレートを立てていただくなり、お知らせいただければ指名させていただきます。オンラインの方は Teams の挙手機能を使ってお知らせいただければ指名させていただきます。御発言時間は1回5分以内という、事務局からありますが、今回、時間もお取りしておりますので、ぜひ充実した内容の御議論をいただければいいのかなと思っております。

委員3名から御意見をいただいた後に事務局から御回答という感じで進めさせていただくということで、委員の皆さんの発言が一巡した後、温室効果ガス審査協会の浅川様、日本公認会計士協会の男澤様からも御意見をいただければということで進めさせていただきます。

それでは、まず最初に、途中退席されると伺っている有村さんからお願いできますでし

ようか。

○有村委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。早稲田大学の有村です。

G X推進法の修正、並びに今回の策定まで、事務局の皆様、大変御苦労様でした。いよいよ義務的な排出量取引制度が始まりますが、これから年末に向けて詳細をとということでもよろしくをお願いします。

本日の議題に関してコメントさせていただきます。

最初に制度対象についてですが、既に以前から対象を 10 万トン以上の企業さん、今回、それを密接関係者で一体に対応するというのが提案されました。その密接関係者という考え方につきましては、省エネ法とかS H K制度等、親和性のある法制度によって実施されていくということが、システムをスムーズに運用するために重要なのかなと思いました。

一点、気になるのは、関連してなのですけれども、同業者でも 10 万トンの裾切りを外れる企業さん、かなり大手の方が含まれるのではないかと考えていて、そういった事業者の方に、公平性とか、脱炭素の観点から排出削減に取り組んでいただくといったような補完的な制度がどうなっているのかなということ、それが必要ではないかと思いました。

2 番目は、算定方法関連についてです。算定方法については日本の制度、省エネ法・S H Kと整合的に進めていくということが、事業者にとってもいいのではないかと思います。その中で、カーボンクレジットの活用を見込めて、フレキシブルに進めていくということもいいことで、10%程度でJ ークレジットやJ C Mを活用するということも了解しました。

資料にもありましたけれども、J ークレジットについてはC C SやD A C C Sなど、方法論の拡大というのが非常に重要だと思います。ブルーカーボンなど、様々なクレジットが注目されておりますので、将来的には必要に応じて、幅広くカーボンクレジットを考えていくという視点もあってもいいのかなと思いました。

関連して質問ですけれども、J ークレジットに関して、あるいはJ C Mに関しても、リーケージについて制限を設けるのかといったところについて、考え方があれば教えていただきたいと思います。

3 番目は確認業務についてです。確認業務に対応できる事業者のキャパシティというのが現状あるというようなお話がありました。私自身も、これまで国内クレジット制度の幾つかの委員に関わってきておまして、そういった中で、認証機関はやはり 2010 年代に減少していったというようなことは体感で感じております。そういった意味ではキャパシ

ティの制約というのがあるという状況も感じることができます。限定的水準の確認を始めて、事業者を育てながら合理的水準の確認に移行していくというような形が現実的なのだろうと思いました。そんな中で、合理的水準の確認を進めていく事業者の方に何かインセンティブを与えてやってもらうという制度があってもいいのかなと思いました。

4番目、最後にベンチマークとグランドファザリングについてです。こちらの小委員会のほうで対応させていただくことになりましたので、質問させていただきますけれども、対象となる密接関係者の中で、ベンチマークに基づく配分と、グランドファザリングに基づく配分、この2つが両方とも含まれるような事業者というのも実際にはあり得るのか、こういったところについて御確認していただければと思います。

私からは以上です。

○大橋委員長 ありがとうございます。一定程度、委員の御発言をいただいた後、事務局から御感触等をいただきます。

それでは、上野さん、お願いします。

○上野委員 電力中央研究所の上野です。よろしくお願いたします。

G X - E T Sは気候変動対策の中心的な施策であることから、この実効性を高めることは非常に大事だと思っております。微力ながら、この小委での議論に貢献できればと思っております。

事務局の資料に沿って、論点について質問、コメントをしていきたいと思っております。まず14 ページ目、これは小さなコメントなのですが、兄弟会社の場合、代表して義務を負う会社の選定は、当事者間の判断に委ねることによりよいのかを確認したいと思っております。親子の場合は親会社が責任を負うということなのだと思うのですが、兄弟会社の場合は、そこに明確な基準がないように思われ、また親会社、子会社の間にあるようなコントロール関係みたいなものもないことを思うと、責任の負い方が若干、親子関係とは違う部分もあるのかなと感じるところもあって、確認したいと思っております。

2点目が17 ページ目です。これはコメントなのですが、真ん中あたりにある式の中にエネルギー起源CO<sub>2</sub>があるのですが、その算定に用いる排出係数は、私は基礎排出係数にすべきと考えております。昨年度から、ガス事業者別の調整後排出係数が使用可能になっていますけれども、調整後係数を認めると、その中にはクレジット分が含まれることがありまして、このスライドの下のほうの注釈に記載されている「制度対象（直接排出10万トン以上であるか）の判定や、基準排出量・ベンチマーク水準を算定する際の排

出量については、「クレジット無効化量を控除しない」という記載とも齟齬を来すかなと思うところでは。

あるいは、例えばぎりぎり 10 万トンを超えそうな事業者が調整後係数を使うことで 10 万トン未満となって、義務の対象から外れてしまうというリスクも考えられます。この式の中では、クレジット無効化量は排出量算定の外側で、排出量を足し上げた上で外側から引く形になっているのですけれども、そういう形でクレジットを考慮する事業者との公平性の観点からも、私は基礎排出係数を用いるべきだと思うのですが、この点について、今、可能な範囲で事務局のお考えを伺えればと思っています。

21 枚目、クレジットの使用上限についてですけれども、諸外国の例を見ても、また少し後ろにある J-クレジットの供給量などを見ても、とりあえずは 10% を上限として開始して、今後の引下げも視野に入れるということでのいいのだろうなと思います。ただ、事業者に交付する、クレジットではなくて排出枠のほうの流動性が著しく低い場合には、排出枠が不足する事業者の遵守手段確保のために、引下げではなくて、場合によっては引上げも必要になるかもしれないなど少し感じています。というのも、使い切らなかった無償枠が、この制度の下では、もちろん市場に供給することもできるのですけれども、将来に向けて一斉にバンキングするという事態も考えられて、そうなったときには、市場における排出枠の供給量が著しく不足します。そのとき、排出枠が足りない事業者が頼ることができるようなクレジットとなるのですが、そのクレジットの利用制限が課せられていることで生産量を引き下げるといった極端な手段によってしか遵守できないということも、これは本当に市場の状況如何なので、アприオリにそれが発生するというものではないのですが、そういう懸念もある。そのため、10% を上限として始めるのはいいのですけれども、排出枠の市場における流動性を確認しながら、状況によって、このクレジット条件を調整していくという観点も必要かなと思います。

あともう 1 つ、24 枚目に除去クレジットの話があるのですけれども、排出量取引というのは長い目で見れば、残余排出者が除去クレジットで残余排出を相殺して、ネット・ゼロ排出とかカーボンニュートラルを達成するという姿になっていくのだと思うのですが、そういう姿に近づいていく段階では、むしろ除去クレジットを多く充てていくことになりますので、除去分については、いずれどこかのタイミングでクレジット比率を上げていくという制度設計になるのかなとも思ったところでもあります。

最後に 26 ページ以降の「確認」についてなのですが、これは大まかに言うとも目

指すべき姿と現実の検証のキャパシティの間にギャップがあつて、段階的な発展とか強化にならざるを得ないというのはもちろん理解できるところであります。ただ、気になるのは、過渡期を設けたことで、確認が結果的に不十分になってしまって、排出枠の過大な交付とか、排出量の過小な報告ということが事後的に発覚してしまったような場合に、このGX推進法の下ではどのような対応が取り得るのかというのは、この過渡期の仕組みを入れる上で理解しておきたいと思われましたので、この点について何か、この時点での方針がありましたら、御教示いただければと思います。

私からは以上となります。

○大橋委員長 ありがとうございます。続いて諸富さん、お願いします。

○諸富委員 ありがとうございます。私から若干コメント及び質問をさせていただきたいと思えます。

まず資料に沿ってですけれども、18枚目です。こちら、やはり排出量の算定、報告、その他の制度は非常に重要で、排出量取引制度の制度的情報インフラとして非常に大事だと思います。そこでこの算定方法なのですけれども、1から4、例外を含めて5つあります。少し細かい話で質問なのですけれども、これは各企業が1から4のどれを採用するか、自由に選べるのでしょうか。それとも業種ごとに、この業種は1で行くとか2で行くというのを経産省のほうで定められて一様に適用していくのか。ベンチマーキングを業種別にやっていくことを考えると、後者のほうが公平性やその他の点で望ましいのかなと思えますが、御教示いただければと思います。

それから、スライド21枚目です。こちらはクレジットの取扱いについては上限10%でやっていくということについてどうかという点ですけれども、私もこれは事務局原案に賛成でございます。この水準が妥当だろうと私も思います。

続きまして、24枚目です。こちらは、除去・吸収量等の評価手段としての意義で、J-クレについても今後、方向が定まれば、除去・吸収等についても組み込んでいくということなのですが、これは質問で、ETSの対象となっていない企業で、しかしETSの対象企業サプライチェーン企業が何らかの削減努力をした場合に、それをクレジット化していくということは、方法論上、お考えでしょうかという点、確認だけさせていただきます。

それから18枚目のところですが、少し遡りまして、先ほど質問させていただいた点の追加ですが、例えば、計測機器とか計量器など、細かい点で申し訳ないのですが、満たすべき仕様とか性能などを定める必要があるように思われます。各企業さんが

個別に様々なタイプ、仕様、あるいは厳密性の異なる機器でそれぞれに計測されると、排出量算定の基準が異なってくるように思うのですが、このあたりはSHK制度で細かく定められているのでしょうか。細かい点ではありますが、ハードとソフト、計測方法も含めて標準化がどの程度行われているのか、御教示いただければと思います。

あと5番目の保守的推計、こちらは本当に例外として取り扱っていただいて、なるべく1から4で行くべきで、保守的推計とはいえ、こちらを選択するほうが得であるということにならないように持っていただきたいと思います。

また先に進みまして、27です。ここは本当に制度設計の段階的発展で、今回新たに26のフェーズ2に入った中で、29年度というのが新たな段階、区切りとして、これはあくまでも排出量の確認に関わる点で出ましたけれども、非常に現実的で、こういう区分をつけた上で、まずは26年から29年度に至るプロセスは体制構築に集中的に取り組む期間とすることには賛成でございます。ちょうど別のスライドで、29でEU-ETSについての段階的発展を説明していただいていますけれども、やはり今回、実質的にEU-ETSにおける第1フェーズに相当するかなど。実際にやってみて、動かしてみても、様々な課題が出てくる、あるいは第2フェーズかもしれませんが、そこからより本格的な制度に移行していく上で、第2フェーズの前半、3年間を次の29年以降に生かしていくと見て、第2フェーズを実質2つに分けるのでしょうか。こういった段階的発展の考え方が新しく打ち出されたとは今日は理解しましたが、確認だけではなくて、他の制度的設計のポイントにおいても同様の問題が生じるのではないかと。つまり、初期割当てについても、実際にベンチマークをつくってやってみたけれども、様々な課題が出てくるといった場合にどうするのかというポイントも出てくると思うのです。ですから、第2フェーズは一旦決めてやったら、第2フェーズ全体で変えないというのも1つですが、場合によっては最初の3年間をやってみて、見直すということも可能性としてはあり得るのかなと思いました。

それから28ですか、次のページになりますけれども、こちら、非常に興味深い証言とともに、実態はこうなのだなというのがよく分かりました。恐らく確認のための体制構築、会計事務所さんとか、ISOをこれまでやってこられた事務所さんとかがこれから取り組まれるわけですが、実はマンパワーが足りないとか、まだスキルが足りないとか、こういったことが恐らくあるのだろうなど。社内教育を行うところからスタートということで、こういった点を克服していく3年間、非常に大事だと思いますし、恐らく、非常に専門知識が必要になりますし、マンパワーも必要になるし、合理的水準の確認となると現

地に実際に調査に行くみたいなことも求められるようになってくる。その体制構築は時間がかかりますし、恐らく背景には、収益性がそんなに高くないものもあると見ているのですけれども、そういう中でこちらにコストをかけていくということは、これは経産省さんにリクエストといたしますか、ぜひこういった人材育成、体制構築の最初の初期段階について十分な支援をしていただくのが必要なと考えました。

最後に 34 枚目ですけれども、合理的保証水準です。これは提案の形では書かれていませんが、※のところを豪州の事例を入れながら、日本の場合、仮に排出量 100 万トン以上の事業所を対象とした場合、排出量 8 割をカバーすると書いてあります。恐らくこのあたりが現実的かなと私も思いました。合理的水準を求めるのがスタンダードであるということを一方で踏まえながら、他方でそれを実行するコスト、このバランスをどこに取るかといった場合に、このあたりが現実的なのかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○大橋委員長　　ありがとうございました。

ここで一旦区切らせていただいて、事務局からコメント等があればいただけますでしょうか。

○若林参事官　　委員の皆様方、コメントなど、ありがとうございます。特にいただいた質問を中心に、私から回答可能な範囲内で回答させていただければと思います。

まず有村先生からいただきました 10 万トンを外れる方々、つまり下回る方々の排出削減の規律をどうしていくかというようなものについては、まず 1 点目といたしまして、今回、10 万トン以上の方々はこの E T S 制度の対象になるという形ではありますけれども、現行の G X リーグも 10 万トン以下の方々に多く入っていただいて、その上で皆さんにスコープ 1、2 目標をプレッジしていただくというような取組を進めております。この枠組みは引き続き維持をしていくというようなことを考えております。

また今後、一つの検討課題になっていくのが自主行動計画で、10 万トン以下の方々が、経団連の皆様も含めて今、カーボンニュートラル実行計画を策定していただいているという形で、そういった自主行動計画による規律なども一つ、そういうものになっていくのかなと思っております。

算定につきまして、ビンテージのお話がありました。このビンテージについては、基本的には S H K 制度と合わせていきたいと思っております。まず J ークレジットについてはビンテージは設けていません。今、カーボンクレジット市場で取引されていますけれど

も、あるところだけが使えますとかというようにすると、より商品の個別性が増してきて、単一の炭素価格の公示というのがなかなか難しくなってくるかなというのがあります。

一方で、JCMクレジットについては、SHK制度において現行ビンテージが設けられておりまして、2021年1月1日の後に削減吸収が実現したものであるという形で、パリ協定を意識して、NDCの達成に活用できるという範囲内からビンテージなどを原則、そのような形でしていると承知しておりまして、JCMについてはビンテージが課されていくというようなことだと理解しています。

それから、ベンチマークとグランドファザリングについて、同一の事業者が対象になってくると。我々、今回、法人単位で設計をしますので、法人の中にベンチマーク対象業種を複数持ち、またそれに該当しないグランドファザリングの部分があるというようなところがございます。このベンチマーク、グランドファザリングについては、工場単位、事業所単位でベンチマーク適用事業所、あるいはグランドファザリング適用事業所というように判断をしていって、その上で、その部分を積み上げて、実際の排出枠の割当量を計算するというのを考えております。そういう形で、まさに委員がおっしゃったようなところを無理なくやっていくということを今、考えているということでございます。

上野委員から御質問があった点などについてはこのように考えております。兄弟会社の場合には、おっしゃったとおり明確な基準がないという形です。したがって、兄弟会社のどちらにするのかというのは、当事者間の判断に委ねるというのが我々の考え方でありまして、一方で、移行計画を通じて、全くお互いに知らないというようなところでやるというよりは、投資計画として何らかの一体性を持っているようなところをしっかりと確認はしていきたいと思っているということでもあります。

それから、基礎排出係数についての御質問がございました。御指摘の点はすごく重要な点だと思っております。10万トンの閾値を、カーボンクレジットを使って無効化量を差し引いて、それをクリアするというのはできません。あるいは基準排出量だとかベンチマーク対象の排出量をそれで控除することはできませんと示しておりますので、閾値を決めるような部分とか基準を決めるような部分については、まず基礎排出係数で決めるというのが基本だろうなと思っております。

一方で、カーボンクレジットを10%程度まで認めているというようなこともございまして、これはある意味で自分たちの削減努力ではなく、他社の削減努力を取り込んでくるということで考えると、調整後排出係数を適用されるようなガスを調達して、ある

意味で価格が少し上乘せされたようなガスを調達していくというのも同様のものではないかと思っています。したがって、排出実績量とか、そちらのほうのカウントは調整後排出係数みたいな考え方も適用できるのではないかと考えております。他方で 10%上限というところの関係とか、あるいはそれを国やGX機構がちゃんと把握できるか。登録確認機関も含めてですけれども、そのような枠組みをしっかりと検討していく必要があるかなと考えているということでもあります。

それから、排出枠の供給量が著しく不足した場合には、基本的には今回、大臣告示を出して、上限価格に不足する量を足し上げたものを政府にお支払いいただければ保有義務を解除するというような構成にはしております。他方で、これはまさに上野さんがおっしゃったとおりで、やってみないと分からないところもかなりあります。したがって、どの程度バンキングしていくのかとか、市場の流動性はどれぐらいになるのかということは、我々のほうでしっかりと見極めていきたいと思っています。

その上で、外部クレジットの供給量の不足のために、この率を上げるというのも一つなのですが、重要なのは、まさに今、J-クレジットも 150 万トン程度しか創出していなくて、JCMに至ってはカーボンクレジット市場での取引も開始されていないので、外部クレジット創出の努力を政府としてもしっかりとやっていくということがまず初めに大事なかと、我々、思っております。

それから、確認が不十分なきにどうするかというのは、44 ページ、一番最後のページを見ていただければと思いますけれども、排出枠の割当量の調整ということについて、GX推進法では、昨年の法的課題検討会を踏まえまして、例えば政府が何らかの過誤に基づいて排出枠を過大に割り当てた場合というのを想定していたのですが、その場合にも転々流通してしまうということがございますので、一旦出した排出枠自体の、例えば取り消しとか、こういうことはやらないと。他方で、翌年度以降の排出枠のところ、その過誤分を調整するというような規定を入れております。このような形で、過小割当ての場合にも、それが本当に過小割当てだったというのが確定すれば、その年度以降のタイミングで調整をしていくというようなことかと考えております。

それから諸富委員から御質問がありました算定方法に関する部分で、1 から 4 というところで今回提示しております。この 1 から 4 のうち、今、SHK制度で使われているのは 1 が一番多いと、我々、認識をしております。これについては企業の方々が任意で選べるというようなことだと認識しております。例えば実際に自分たちで実測しているの

だったら、そちらを使ったほうがいいでしょうという形で、これは事業者の方々によって、3をやっている3を使うとか、そういう判断ができるような形にしております。我々としては、基本的に皆さんに選んでいただけるように自由度を確保していきたいと思っております。

J-クレジットについて、サプライチェーン全体での取組とか、そのようなものをどうしていくのかということがございました。これはサプライチェーンでの対象企業の部分で、取引先の中小企業が何らかの形で排出削減行動を取ったJ-クレジットを自分たちで購入してくると。相対取引で購入してくるということは可能な制度にしておりますので、そういうことはサプライチェーン全体での排出削減を進めるという観点から、企業の方々に選択していただいてもよろしいのかなと思っております。

あと、保守的推計のところについてコメントをいただきました。これは私どもも、基本的には非常に例外的な制度で、しかもこれが有利にならないというところが重要だと思っています。登録確認機関が保証や検証を与えたときに、いろいろな意見があると思っております。いわゆる無限定適正意見と言っています、全てちゃんとやっていますねというものは問題ないのですが、ある部分だけは限定付適正意見とかいう形で、部分的に十分ではない算定が行われているとかというところを特定できる場合があります。この場合は、その部分だけを保守的に推計をして、例えば同業他社のデータとかを見ながら、その1.5倍の範囲で保守的に推計するというような形にする。あるいは、不適正意見とか、こういうことになれば、法人全体とか、あるいは事業所全体で十分にガイドラインに応じて排出量が作成されていないとなれば、その法人全体、あるいは事業所全体の排出量を1.5倍とかという形で、やはりペナルティ的要素を入れながら算定していくことが必要になってくるかなとは思っております。

人材育成のところは、まさにおっしゃったとおりでございます。今、この制度開始当初で全てがそろっている状態に持っていくのはなかなか難しいので、したがって、予算措置なども含めて、例えば人材育成で言うと、GX推進機構のほうで講習会や研修会をやるとか、国がやるというものもあると思いますし、場合によってはその予算措置の中でこのような算定活動に当たられる現場の方々向けの共通のカリキュラムをつくるとか、こういうこともあろうかと思っておりますので、こういうことは国のほうで制度外での取組としてしっかりやっていきたいと思っているということでございます。

以上です。

○大橋委員長　　ありがとうございました。

　　続けて御意見をいただければと思います。それでは池田さん、その次望月さんと順にお願いします。

○池田委員　　ありがとうございます。少しコメントが長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

　　まず基本的な考え方といたしまして、冒頭にも御発言がありました通り、成長志向型カーボンプライシング構想の一端をなすGX-E-T-Sは、我が国の産業競争力強化と経済成長に資する仕組みとすることが、GX推進法にも明記された大前提であることについて、改めて確認させていただきたいと存じます。そのため、気候変動対策を旨とする海外事例とは異なる設計となる部分も出てくると考えますが、躊躇することなく、成長に資する選択肢を取っていただきたいと考えます。

　　輸出主導型の我が国の経済は、必ずしも2050年カーボンニュートラルで歩調をそろえていない近隣各国との国際競争にさらされております。日本の生産・販売が縮めば、それだけ、そうした近隣諸国が伸びる環境にあることについて、考慮が必要と考えます。今後、膨大なGX投資が必要であることを踏まえれば、経済成長を確保することが、結局は脱炭素投資の実現、ひいてはカーボンニュートラルの実現につながる最も合理的な方策であると考えております。

　　もちろん、E-T-Sは規制側の施策として取り組まれるものと承知しており、産業競争力強化、経済成長を推進するドライバーとしては、GX先行投資支援などの支援側の方策が講じられると理解しております。加えて、それとは別に、経済安全保障、エネルギー安全保障、そしてサーキュラーエコノミー推進など、様々な観点から、個別の施策対応が必要な分野については、政府において様々な施策が手当てされていくことを強く期待しております。経済産業省、政府を挙げた万全の対応を改めてお願いしたいと考えます。

　　その上でなお、E-T-Sがそれらの政策の効果を打ち消すような負担を課すことは、決してあってはならないと考えます。この点は、今後の検討の軸として常に立ち返っていただきたいと思ひます。

　　そのような観点から、例えば、客観的な指標の下でカーボンリーケージの動向をモニターして、一定の閾値を超えたら即座に見直しに入るような仕組みを設けることも検討すべきではないかと考えます。今日、企業はグローバルに活動しており、国内の事業環境が劣悪になれば、粛々と海外に能力を移転することになるかと思ひます。炭鉱のカナリアが

いなくなれば、国としては手遅れになりかねないことを強調させていただきたいと思います。

9 ページ、ベンチマークとグランドファザリングの削減率に当たる X%、Y%は、全業種横断で1つの数字に定める方針と認識しております。公平性確保のためという意図は理解いたしますが、各種ベンチマークの検討状況に応じまして、両方式ともに、本当に問題が生じないのか、追って確認すべきではないかと考えます。

ベンチマークの設定を通じて業界によって異なる削減の道筋がしっかり勘案されれば大きな問題は生じないかもしれませんが、ユニークなプロセスを運用している、あるいは同業他社がほとんど E T S 対象外であるといった事情で、ベンチマークを設定できそうもないケースもあると聞いております。また、極端な例ですが、運用改善だけで上位に近づける業界と、大規模な設備投資がなければ上位に届かない業界とが混在する結果となった場合、両業界の間では、対応に要する期間も事業へのインパクトもまるで違うということになりかねません。こうしたことは杞憂に終わる可能性もありますが、予断を持たずに、ベンチマーク策定の状況を注視して、追って対応の必要性について検討すべきと考えます。

長くなって恐縮ですが、各論についてもコメントさせていただきます。

まずは2の1つ目、制度対象についてです。

13 ページ、制度対象者の考え方につきまして、既に整理済みの部分であり、基本的に賛同いたします。その上で、制度対象内外の出入りについて、疑問や懸念を持つ企業が多くあります。例えば、M&Aなどによって急に E T S 対象になった場合の前3年度の実績値の算定・確認の負担など、限界的事例についても整理・明確化が必要ではないかと考えます。

また、本日の論点と直接は関係しませんが、制度対象になるかならないかによって、同じ業種の中で競争力に有意な差が生じることは、公平性の観点から避けるべきではないかと考えます。コスト面、手続面の負担水準を検討する上で重要な視点と考えております。

2点目、算定方法についてです。

18 ページに関連して、1つの事業所内に、グループ会社など複数の法人が同居しているケースでは、個々の企業の排出量を計測するのは難しい場合がございます。事業所全体の排出量が適切に計測されることを前提に、合理的な按分計算を認めるべきと考えます。また、正確な算定の必要性は理解いたしますものの、法人全体の排出量に占める割合が極めて小さく、大排出源の計測誤差に優に収まってしまうような少量の排出源につきまして

は、厳格な算定の意義も影響も小さいと考えます。実務負担を踏まえた取扱いの簡素化を、ぜひ図っていただきたいと思います。

19 ページ、計測機器につきまして、業種によっては、事業所内に生産設備と一体化した計測機器を数多く設置しております。計測のために行き過ぎた負担を求めることのないよう、実態を踏まえた運用をお願いしたいと存じます。機器の精度や管理状況の報告につきましては、他の法令との二重規制にならないかも御考慮いただければと思います。

21 ページ、外部クレジットの取扱いにつきまして、事務局案に異論はございません。特に制度開始当初は、排出枠の売手が少なく、流動性が低い状況になる可能性がございます。その場合、クレジットの役割は一層大きくなると存じます。この点、J-クレジットは既に一定量の市場取引がある一方、JCMクレジットについては、取引環境が整備されておらず、適正価格も分からない状況でございます。早期に取引環境が整備されることを期待しております。また、今後、パリ協定6条メカニズムに基づく相当調整のあるクレジットが増える可能性もございます。そうした事態も念頭に、将来的には、利用可能なクレジットの対象拡大も御検討いただければと存じます。

3つ目、確認の関係でございます。

登録確認機関のキャパシティが確保できるかどうかは、多くの業界の関心事でございます。27 ページに記載の体制構築集中期間の設定をはじめ、対策を講じることに賛成いたします。

ただ、業界によっては、複雑な設備の確認を適切に行えるだけの能力ある機関が増えるかどうか、非常に根強い不安の声がございます。実際に運用して懸念が残るようであれば、体制構築集中期間を3年間で終えるかどうかも含め、一度整理した事項についても柔軟に見直しを行うと明確化しておいていただきたいと思います。

関連して、例えば、海外で認定を受けたISO検証機関について、十分な品質で国内での検証業務を行えると判断できる場合は登録確認機関として認めるなど、検証機関の裾野拡大に向けた対策を検討することも有用と考えます。

また、直接の論点から外れますが、本日、制度開始当初3年間は、検証側で集中的な体制整備を進めるとの御提案をいただきました。事業者側も、中堅企業も含めフェーズ2からETSに参画する企業がいることもあり、全社が円滑に滑り出すとは考えにくく、不測の事態も生じ得るのではないかと考えております。少なくともこの当初3年間は、原則としてどの事業者にも十分な無償割当てが行き渡ることを重視した設計・運用とすべきでは

ないかと考えます。

最後に、既にサステナビリティ開示への対応などで検証機関から保証を受けている企業も多く、コストと手続の負担が重複することに対して非常に大きな懸念がございます。特に、既に歴年ベースで保証を行っている企業にとって、E T S 対応のためだけに年度ベースの確認も受けるとなると大ごとであるといった意見も聞いております。投資家との対話などの年間スケジュールにも響くことが想定されます。準備の期間を十分に設けるほか、E T S 対応に伴う費用抑制の観点からも、ある程度柔軟な対応を取っていただきたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大橋委員長 ありがとうございます。続いて望月さん、お願いします。

○望月委員 経営共創基盤の望月です。

取りまとめ、ありがとうございます。4点ほどコメント、質問等させていただければと思います。

まず1点目が14ページの密接関係者との共同での届出というところなのですが、これは一体での制度対応ということが書いてありますので、届出を誰かがまとめてするというだけではなく、排出枠自体もみんなでやり取りできるのかみたいなところも含めて、一体での制度対応ということがどういう意味なのかという点を改めて教えていただければと思います。

届出だけでない場合だとすると、当然、税務の連結納税みたいな感じではないですが、どこがどう負担するのかというやり取りの中で、これは100%子会社に限定しないと思いますので、その過程でどこが有利だ、不利だとか、税務との関係も出てくるのかなと思ったので、そのあたりについてどういうご検討をされているのかというところを教えてくださいましたらというのが1点目です。

2点目が限定的水準の確認から始めるというところなのですが、こちらにつきましては、何かをかつちり全部整えてから始めるとしてしまうと、多分、いつまでたっても始まらないと思いますので、2026年度から限定的水準の確認からであっても始めるというところはよいのかなと思います。

ただ、26年度から何かが始まるとすると、何が必要なのかということ自体の開示というのはある程度早めに企業側にしていかないと、対応ができないかなと思います。もちろんGXリーグで一部先行的にやられているものをそのまま準用して最初は始めるというこ

となのかもしれないので、そうであれば、対象になるところは大半が入っているかもしれないので、認識しているのかもしれないのですけれども、そこを早めに出していくということが大事かなと思います。

冒頭にもお話があったかと思いますが、米国のいろいろなことを含めて、世の中では懐疑的な見方があるみたいな話もあるのですが、私自身、いろいろな企業の方と接している限りにおいては、もちろんコストでもあるのですけれども、ある意味、チャンスでもあるし、やらなければいけないと皆さん、思われているので、大変だなとは思われていますが、後ろ向きではないかなと思います。むしろ今、米国が少しスローになっているところについては、グローバル対応もいろいろしていかなければいけない中で、いい意味で余裕というか、時間稼ぎという言葉が悪いかもしれませんが、そういうのができたかなと、発言されている経営者の方も多かなと思います。その間に日本でこういうものをちゃんとやっていくという意味で、今、いい時間の使い方ができるのではないかなと、個人的には思っております。

あと、早めに開示するというところにおいては、これは今日の論点ではないかと思えますけれども、例えば8ページに個別の勘案事項というのがあるかと思えます。これについても、何がどう勘案されるのかというところは、やはり企業の設備投資の計画等にも関わったりするかもしれませんので、可能な限り、早めに出していくということが大事かなと思います。その際に、先ほどの限定的水準の確認のところも同じですが、自己診断のチェックリストみたいなものがあると良いのかと考えます。それを埋めることにみんな終始されてしまうかもしれないという点ではいいかどうか分からないのですが、ある程度何ができていればいいのかということの目安を判断できるようなものを出していけるといいかなと思います、というのが2点目です。

3点目が、同じく登録確認機関回りの話なのですけれども、こちら、質量ともに増やしていかなければいけないというところは前提だと思うのですが、独立性をどう考えていくのかということも整理が必要なかなと思います。今日も会計士協会の方に来ていただいていますけれども、会計での専門業務提供範囲との独立性をどうするのかというところがありますし、もちろん独立性は大事なのですが、だからといって、あまり同時提供できない範囲を増やしてしまうと、これまた効率性の面からはよくないかなと思いますので、その整理も必要かなと思います。

あと、デジタルプラットフォームとありましたけれども、ある意味、人がやらなくても

いいことというのは、ある程度、そのように仕組みをつくっていかないと、多分これから人が減っていく中では維持できないかなと思います。もちろん個別性を発揮されて独自の評価をされては困るので、ルールの下でやっていくということは大前提だと思うのですが、ある程度自分たちの主体性を出して、この仕事自体が面白いというようになっていかないと、携わる人が増えないかなと思いますので、デジタルにやってもらえるところはやってもらう仕組みをつくるのが大事だと思います。

あと、短期的にはそんなことは言っていられないという話かもしれませんが、最後は教育というか、ちゃんと学校で教えるとか、そういうことも含めて、身近に接するものが増えていかないと、この仕事を選ぶ人が増えていかないと。そういう草の根から含めてやっていくということが、今回の資料は 29 年度までの時間軸で書いていらっしゃるけれども、2050 年とか、その先も含めてやっていくことだと思いますので、長い目で見るとそういうことも大事かなと思っています。

あと、同じく検査の仕組みも必須だと思うのですが、37 ページの制度外の取組というところで書かれているものは、26 ページでもともと書かれている、⑤の定期的な状況確認というものは別に外側でやっていくということなのか、この内枠なのかが分からなかったもので、そこを教えていただけたらというところです。

最後、4 点目は、すごく些末なことかもしれないのですが、7 ページを見ると 1 月 31 日付で前年度分を報告するという事になっているので、税務のように 12 月で切って報告をしていくということでルール化されることを想定しているのかなと思ったのですが、片や、最後の取組のところ、40 ページですね。4 月から制度が開始するという事なので、最初は 4 月から 12 月になるのか、年度のところがよく分からなかったもので、これはどういう考え方で進めるのでしょうかというところを教えていただけたらと思います。

私からは以上です。

○大橋委員長　ありがとうございます。続いて秋元さん、お願いします。

○秋元委員　ありがとうございます。R I T E の秋元でございます。

大変、重要な委員会ということで、身の引き締まる思いでございます。畠山局長が冒頭に御挨拶されましたように、環境と経済の好循環をどう作り出すかというところがとても重要で、この絶妙なバランスをどう制度として詳細設計のところに落とし込むかというところがとても重要だというように思います。またベンチマークを含めて、初期排出割当てをどうするのかということは、公平性の問題上、非常に重要で、各企業の利害関係に物

すごく影響しますので、そういった議論をこの委員会でしなければいけないということに対して非常に身の引き締まる思いで、虚心坦懐、しっかり専門性も生かしながら、フェアにどう考えていくべきなのかということ、この後、しっかりやっていきたいと思えます。

そういうことを申し上げて、すみません、私も若干長くなるかもしれませんが、申し上げたいことがたくさんありますので、なるべく簡潔にいたしますが、お願いします。

そういう中で、これも畠山局長がおっしゃいましたけれども、産業のリーケージということに関して、やはり物すごく配慮をしないといけないと思っています。私のずっと研究の課題ということで行くと、温暖化対策を取っていくことは必要なのだけれども、世界一様で限界削減費用が均等になっている、もしくは別の言い方をしますと、炭素プライスが一樣になっているような世界観であれば、非常にアグレッシブにやっていくことが日本の成長にもつながると思いますけれども、現実を見ると、周りの国を含めて、口ではやると言っていますが、実際にどれほどやるのかということに関してはかなり難しい状況にある。そして日本の、特にライバルであるアジア諸国、韓国、中国、インド等々、製造業が非常に強いところと、日本も製造業が強い中で戦っていかなければいけない。そういう状況をどのように維持しながら、製造業でしっかりカーボンニュートラルを達成していくのかという視点が必要で、そのためには、あまりに日本が高いプライスをつけ過ぎれば、競争劣後して、産業がリーケージして行って、結局CO<sub>2</sub>は世界全体で増え続けるという事態になる。それは、我々として全く目標を達成できないということになりますので、そういう視点からも、物すごく繊細な、絶妙なバランスの制度設計が必要だと思っています。

それが一番大きいところでございますが、今日のテーマの前に申し上げたいのは、そういう視点で行くと、今後、ベンチマークを策定していくということですが、このベンチマークも、業種によって物すごく多様な製品を作っている。例えば鉄といっても――まだ鉄の製品群はそれほど多様ではないですけれども、化学産業などは非常に多様ですし、紙パといっても、中間製品が途中で入ってきたりしていて、昔からベンチマークを策定するのが難しいと言われているものでございます。そういったものを適切に、ただ、全部を考慮していると制度をつくれませんので、どこかで割り切りは必要だということは理解しますが、うまくやっていかないと、結局、その産業が劣後して行って、もしくはその企業が国際競争力に劣後して行って、そうこうしているうちにほかの国に取られていってしまうということになりかねないので、このベンチマーク設定というのは物すごく慎重にしていく必要があるかなと思っています。そういう面でも、もう一回戻りますけれども、身の

引き締まる思いだということでございます。

この排出量取引制度はスコープ1を対象にやるということですが、ベンチマークの設定はスコープ1と2を足したもので設定していかないといけないと思っていて、そこについては、この後、進めていく上で、業種ごとにスコープ1だけでベンチマークをつくとか、そういうことにならないように、ぜひ事務局としてコーディネーションをお願いしたいなと思います。そうしないと、適切に効率的なCO<sub>2</sub>排出削減につながらないと思いますので、その点が1点でございます。

あともう一点は、この委員会のマターではないと思っはいるのですけれども、ほかの委員会でもちょっと申し上げているのは、ほかの既存の制度がいろいろあって、例えば高度化法の義務達成とか、そういったものとの整合性は考えていく必要があるかなと思っています。効率的になるべくCO<sub>2</sub>を削減していくという必要があり、もちろんそれぞれの目的が違っている部分もあるので、その目的に関して価値があるのであれば、その価値をしっかりと定量化しながら、そこを別の制度で引き取るという形もしながらやっっていく必要があると思っますが、全体として効率性を追求しないと、せっかくETSを入れて——これは効率的にCO<sub>2</sub>を削減する仕組みだと思っていますから、そうしないといけないと思っています。既存の制度がいろいろありますので、そことの整合性を、この委員会のマターでないことは重々承知しておりますが、政府全体として図っていっただきたいと思っます。

それが全体でございまして、今日の資料のところでは申し上げますと、まず13ページ目、密接関係者ということでございます。先に若林さんから、別の委員に対する御回答があっただので大丈夫だと思っますが、報告は一括でいいけれども、それぞれやっっている業態が違うので、ベンチマークはそれぞれ設定していかないと適切なものにならないだろうということが1点と、それと関係して申し上げますと、これは池田委員がおっしゃったかもしれませんが、同じ企業の中でも、いろいろな業種をやっしているところがあっ、その部門によっては、ETSの仕組みの10万トンの外にある企業があると思っます。そうすると競争劣後する可能性があっ、そういうところに対してどういっ配慮をするのかという視点も必要かなと思っます。いずれにしろ、どこかで割り切りは必要ですけれども、目配りをしていくということも重要かなと思っています。

その次、17ページ目でございます。非エネルギー起源CO<sub>2</sub>のところは別立てになっっているわけですが、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>というのは、係数が基本的に決まっ

て、ここをグランドファザリングでやろうとすると、もう生産量を落とすしかない。他方で、ここでもいろいろ製品がございますので、ベンチマークで設定が難しい製品などもあると思います。そうすると、グランドファザリングで適用するとなると、一律何%となってしまうと、結局生産量を落とすしか解がないという可能性もあり、それは成長に資する形にならないと思いますので、そういう面で、この扱いについてもどうしていったらいいのかというのは、少し慎重に議論をいただければと思います。もちろんCCSとか、そういうことによって、例えばセメントでいくと、CCSによって下げられる可能性もあるわけですが、ただ、それでもすぐにできるわけではございませんので、そういう視点も必要かなと思いました。

あと、20 から 21 ページ目、今と関係してでございますけれども、クレジットの部分で、私の理解だと、将来的にはCCSなどで出てきたものに関してはクレジット部分で落としていくのかなというように思うのですが、それが 10%制限がかかったことによって、業種によっては、CCSなどが出てきたときには物すごく大きくそこで、もちろん中で落とせるのだったらいいですけども、別の企業がCCSをやって、そちらをクレジットで出しているというケースもあるかもしれませんので、そうすると、そこで事実上、自分のところのCO<sub>2</sub>を大きく減らすわけですが、扱い上はクレジット扱いになる可能性もあるかなと思います。そうした場合に 10%という制約がかなりきつい制限になってくるケースもあるかと思しますので、初めとしては 10%でいいと思いますけれども、進んでいる中で、よく見ていく必要があるかなと思いました。

最後は登録確認機関のところですけども、それはほかの委員がいっぱいおっしゃって、なかなかそれを育てていくというのは時間がかかるかなということと、あまりそこにランザクションコストが大きくかかり過ぎると全体の費用効率性を阻害するので、そのバランスもうまく取っていただきたいなと思います。

資料全体として、今回、御提示いただいた部分に関しては、反対はなくて、この方向性でいいと思いますが、よろしくお願いします。

すみません、長くなって申し訳ございません。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは事務局からもしコメント等あればいただけますでしょうか。

○若林参事官 ありがとうございます。委員の皆様方、非常に多岐にわたるコメント、質問などをいただいております、全部書き切れていないところもありまして、もし足り

ていなかったら足りていないと、後でまた言っていただければと思うのですけれども、すみません、今回は秋元委員から順番に御回答させていただきたいと思います。

まず秋元委員がおっしゃったところで言うと、大変私も身が引き締まっております、私も、これは本当に非常に重要なミッションだと思っておりますので、よくよく先生方とも議論させていただきながら、実態を見極めながらやっていくということが重要だと思っています。

その中で、産業へのリーケージの配慮というのは非常に重要なところになるというのは、私も全くの同感でございます、産業の実態を踏まえて、どういうものをカーボンリーケージ業種と特定していくかという作業、こういうところも委員の皆様ともよく相談しながら対応していきたいと思っております。

それからベンチマーク自体は、具体的には専門のワーキングのほうに落としていくという形になりますが、例えば委員がおっしゃった紙パとかの業種で言っても、作っている製品によって排出原単位が全然違ったりすることがあります。ダンボール、ティッシュ、それぞれごとに、物として作る時に排出原単位が異なってくるので、こういうものを、例えば何ら補正せずに本当に単一の指標でやってしまうと、一番低いところが競争力を持ち、排出原単位が高いところが不利になって、そういうものを作る人たちがいなくなってしまうということが考えられるので、こういうところを事細かに補正していくというのが、まさにベンチマークの最も肝になる部分だと思っております。そこについてはワーキングのほうでよく議論させていただきながら、できるだけ、例えば紙パというところで作っても、いろいろな製品ごとに少しずつちゃんと補正はされて、皆さんが公平になるような形のものをしっかり目指していきたいと思っておりますというのが1点目でございます。

それから、スコープ1だけではなくて、スコープ2のものとか、いろいろなものを評価するというのは、秋元委員のおっしゃるとおりだと思っております。ベンチマークは、製品当たりの直接排出量で策定をした場合には、どうしても自家発を持っている事業者の方々が、系統から電気を買っている事業者の方よりも、非常に原単位が大きく不利になるという問題があると理解しております。ここは欧州も電炉のベンチマークを策定するときに自家発事業者と系統からの買入れ事業者との公平性を確保するために、ベンチマーク指標を直接と間接の両方の指標を見て策定をした上で、排出枠は当該事業者の直接排出量の比率に応じて割当てを行うというやり方をやっています。これは口頭だけで説明していると非常に難しい話になるので、いずれ資料を出して御説明したいと思っておりますが、申し上げ

たいのは、自家発でやっている人たちが、系統でやっているよりも不利になるのを補正するというのをベンチマーク策定のときにはやっていきたいと思っています。

高度化法との関係、御指摘のとおりであります。例えば電源の部門で、特に発電の部門は、世界的に見てもE T Sというのは、やはり火力発電に対する直接的なアプローチということがございます。一方で、高度化法という非化石のところの重なりで言うと、基本的には火力を前提にしたのがE T Sの制度であると。火力の原単位ということを中心に考えましょうということになるのですけれども、現実を見ると、例えばいろいろな再エネ電源が入っているとか、非化石電源が入っているようなところ等であれば、発電事業者によってはできるだけ老朽火力とかを閉じてしまって、それによって排出原単位をよくするという事もできたりします。実際は、この非化石の部分と連動してくる部分というものもあると思っていまして、そういう意味での重なりということも意識しながら、一方でどういうものが指標として最終的にいいのかというのは、発電ベンチマークをつくる過程でよく議論をさせていただければと思っています。

密接関係者のところでも、まさに共同火力とかは典型ですけれども、石化の会社が親会社になって、共同火力をやっているときは、石化の会社は化学のベンチマークで、共同火力は発電のベンチマークということになるので、それぞれごとのベンチマークが適用されていくというような関係になると思っています。その上で、どうしてもE T Sなので、どこの国でも制度対象の閾値というのがあるので、そこで外れてくる人たちというのはいます。E T Sの外にある企業の人たちとの公平性の確保というのはすごく重要ではあるのですが、では裾切りを幾らに下げたらいいのだというところもまた難しく、そうすると、登録確認機関の準備が追いつかないということがありますので、まずはこういうところでやっていくというのが私どもの考え方です。

一方で、我々、GXリーグの見直しを今、進めておりまして、E T S対象の企業以外の人たちに、特にスコープ3に着目したような取組をGXリーグでやっていただけないかというような議論などをしています。このような取組をやりながら、E T Sの対象外になっている人たちと、できるだけ脱炭素に対する取組、つまり裾切り値以下になったら、もう何もやらなくていいですよというわけではなくて、排出量が少ない人たちは、ではスコープ3のところですっかり貢献してもらおうとか、そのような世界になっていくというのが1つなのかなというように議論をしております。

非エネCO<sub>2</sub>のところはおっしゃったとおりで、これは私どもの悩みでもあります。特

にグラウンドファザリングを適用するところが結構難しく、物によって、例えば今、石灰製造のベンチマークをつくらうと議論していますが、石灰製造の場合は、大体3分の2ぐらいが非エネで出てしまうというようなことで、石灰を作る以上、必ずその部分の排出が出てしまう。逆にいうと、全ての事業者の非エネの排出原単位というのはそろっているはずだというように考えられますので、したがって、できるだけベンチマークをつくりましょうというのがまず一番重要なところかなということで議論しています。

一方で、日本でカーボンニュートラルを目指していくというところで、GX推進法はエネルギー起源CO<sub>2</sub>だけではなくて、非エネCO<sub>2</sub>まで含めて対象にして、全体としてカーボンニュートラルな構造をつくっていくということがGX推進法の目的にもなっております。したがって、非エネの部分を取り入れていくということは重要なことだと思います。こら辺の非エネの部分をもどのような形で考慮できるのかというのは、ベンチマーク、あるいはグラウンドファザリングの水準論のところでも詳細に議論させていただければと思っています。

10%制限は、そこから始めるというところで、将来的には吸収クレジットが主力になってくるような業態の方々がいらっしゃると思いますので、そういう方々がしっかりとついてこられるような形で制度見直しを随時やっていくという視点が重要なことと考えております。

望月委員からいただいたのは密接関係者の義務の内容のところでもございまして、基本的な義務の構造としましては、密接関係者にくぐられたら、ある意味で全ての電子的な保有義務、例えばこの絵で言うと45万トンの保有義務というのを全部親事業者のほうに寄せて、しっかりと償却されているかという義務を全部かけます。不足量というのをそこで判断して、子会社、関連会社の部分というのは、完全に義務の対象から除いてしまう、何ら保有義務は課していかないという形の構成にしまして、こっちのほうに寄せるというところが今回の法律的な構成になっているというところであります。

それから、米国が気候変動のいろいろな政策を修正しているというところを、私どもとしては、おっしゃったとおり、これがチャンスだというぐらいの形で取り組んでいくべきだと思っております。先ほど御挨拶した畠山もよく言っております。その間に我々は競争力をつけていくのだと。技術開発をしっかりとやっていくのだというような形で、むしろ日本がリードする期間を与えてもらったという形で、しっかりとこの投資をどうやってやっていくのかというようなことが大事かなと思っております。

ルールを早めに示していくというのは、そのとおりだと思っています。したがって、非常にきつい日程で年内にルールを決めていくということなのだと思います。特に取引とかのことを考えると、実際は26年ではなくて27年の秋口に取引所の開設と具体的な取引が始まるのですが、企業の皆様から、価格を早く示してほしいというようなニーズが強いので、そのようなものを年内に決めてしまうというようなスケジュールでおります。したがって、実際の取引が開始されるかなり前に、もう上下限価格を決めてしまうという形で、それによって全体としてGX投資が促されていくような環境をつくっていくというようなところが大事かなと思っています。

それから、独立性の部分は、現状、GXリーグの第1フェーズでは、検証対象企業と検証機関の間に経済的な利害関係がないとか、家族、または近親者の密接な関係がないかななどを規定しております。そういう意味では、検証機関において、我々の理解するところだとISO14065とかISSA5000とかもそうかもしれません。国際的な規格基準において、機密保持とか利害関係からの独立というようなことが規定されていると理解して、そういう意味では算定の、そのものをお手伝いするとかということはなかなか難しいのだろうと。自己監査的になってしまうという側面があるのだろうと思うのですが、一方で、排出削減を進めていきますよというコンサルティングみたいなものはすごく重要だし、おっしゃったとおり、この部分は認証ビジネスとして今後非常に発展してくる可能性のある部分だと思っています。私どもとしては認証ビジネスとしての発展をいろいろな日本の企業の皆様にもチャンスをつかんでいただきたいと思っております、そういう意味ではここをてこにビジネスの拡大をしっかりとやっていただくというようなことは検証機関の方々、監査法人系の皆様にもよろしくお願ひしたいなと思っております。

それから、すごく多岐にわたっていて、池田さんからいただいたものは全部お答えできていなかったら、後でいただければと思いますけれども、私どもとしては、まさに経済成長と排出削減の両立というのがGXの真髄だと申しております、これをどうやっていくか。カーボンリーケージをどのようにして回避していくかというのは、すごく重要なところなのだろうと思って、日々取り組んでおります。

その中で、カーボンリーケージのところもそうなのですが、全体として、GX政策でずっと説明しているのが、制度と支援の一体型というようなことを申し上げておまして、私ども、この制度だけで排出削減をやっていただくというようなことはアプローチとして

取っておりませんで、まさに 20 兆円の回収の仕組みとしてつくりながら、一方で、先行して今、足元で非常に大規模な支援をやっております。したがって、この大規模な投資支援策と今回の排出量取引制度は一体だと我々、考えておりまして、実際、20 兆円のGX経済移行債の回収は、その一部を有償オークションの部分で担っていくということが法律上決まっております。今回、無償枠の制度をつくっていきますけれども、この炭素価格を有償枠のところの 2033 年にうまく誘導して、2050 年までにGX経済移行債をしっかりと返していくということを同時にやっていくということで、これもなかなか難しいチャレンジなことでありますが、両方をやっていかないといけない。一番お伝えしたかったのは、もちろん経済成長実現で、そのために、この制度だけではなくて、ぜひGX経済移行債の支援を使って、皆さんには国内投資をしっかりとやっていただいて、カーボンリーケージを回避できるような事業環境をつくっていくということかなと思っています。

ベンチマーク水準は、例えば、A業種は5年後の期間に上位 20%に持って行ってください。B業種は上位 30%に持って行ってくださいというような判断が、どのようにして公平にできるのかといったところに悩ましさがあると思っています。同一業種内で達成している人たちがいるのであれば、それについては同一の水準でやっていくというようなことが基本なのではないかと思っています。特に、例えばAで 20%、Bで 30%としたときに、A業種の人たちは必ず自分たちも 30%にしてくださいと言ってくださると思っています。その、我々として判断できる明確なデータなり、根拠なりを持ち合わせていないという現実があります。そういう中で、海外のETSの制度なども、そういうところは業種横断的に一律に削減率の水準を決めていると、我々、認識しております。

一方で、おっしゃったとおり、これは制度が始まって、少しやってみると、どうしても達成できない水準に実はあるのだよとか、いろいろなことが出てくるかもしれないので、そのときは、実際データが取れると思いますので、データを取りながら、我々として、その補正を図っていくというようなことをアプローチとして取っていけないかと思っています。

M&Aについては、吸収合併の場合には、例えば合併前の会社が制度対象になっていれば、義務として承継するとかということがGX推進法に書かれています。新設合併の場合は、その新設した合併年度のところから 10 万トンを超えてくるかというのを計測開始すると書いていきますけれども、そこら辺は今後、分かりやすく、どのようなものがあるのかというのをお示ししていきたいと思っています。

すごく長くなっていてすみません。利用可能なクレジットというところで、今後、多分、パリ協定の6条2項のクレジット、あるいは4項のクレジット、いろいろ充実してきたときに、特に相当調整がついているものの扱いについては、それがものとして実際に出てきたときにどういうものなのかというのを議論していくことが必要になってくるのかなと思っています。

法人全体の排出量のところで、小さいところをどうするのかという話は、まさに内閣官房のCPワーキングのときに、そういう事業者の方々からそういう意見もいただいて、例えば地方の小さい営業所の排出量のスコープ1まで合理的保証水準で実地確認するのかというような話とかいただいています。したがって、法人単位でやりながら、特に事業所単位で100万トンということの一つのメルクマールにしたいと思っていますけれども、100万トンの方は合理的水準の確認、それ以外の、そういう施設を持っていたとしても、地方のところは限定的水準の確認とか、うまく切り分けて、しっかりとやっていきたいと思っているということでもあります。

もっといただいていた気もしますけれども、また足りていなかったら、足りていませんとお伝えください。すみません。

○大橋委員長 2回、3回、御発言いただいても構いませんので、もし回答漏れとか追加がありましたら、ぜひこの機会にいただければと思います。

続いて富田さん、お願いします。

○富田委員 ありがとうございます。連合の富田でございます。

連合は、GXを推進する上で最も重視すべき点は、日本の産業の維持・発展と、良質な雇用の維持・創出にあると考えてございます。そのため、今回の委員会の課題であります排出量取引制度の具体的設定を考える上では、代替技術の有無や国際競争力への影響、カーボンリーケージの可能性などを踏まえる必要があると思っております。

これらの観点を踏まえまして、既に多くの委員の皆様から出されている意見と重複する点もあるかと思いますが、本日示された論点に対して5点、意見を申し上げたいと存じます。

まず1点目が14ページ目の密接関係者との共同での届出についてです。排出量申請に係る業務や必要工数を懸念する声は連合にも寄せられておりますので、子会社などの負担軽減の観点から、制度の設計の在り方はあるかと思いますが、密接関係者との共同での届出は有用であると考えてございます。

2点目が17ページ以降にあります排出実績量算定の考え方についてです。この排出実績量の算定に当たっては客観的かつ定量的に算定できることが望ましいと考えます。特に省エネ法などの既存制度や、自治体で先行導入されている排出量制度との整合性に加えて、諸外国と算定・測定方法を共有し、標準化しておくことも、排出量取引制度の実効性や事務効率を高める上で重要であると考えてございます。また、猛暑などによる急激な需要増や政策的な要請による企業活動の増加など、企業努力を超えた場合の調整措置などもあらかじめ組み込んでおく必要があると考えます。加えて、レジリエンスや省エネを目的とした自家発電やコージェネレーションなどのオンサイト発電についても配慮が必要と考えます。なお、制度の実効性を確保するには、企業が予見性を持って対応できることが必要ですので、算定や測定方法に対するガイドラインの整備なども併せて御検討いただきたいと存じます。

3点目は、26ページ以降の登録確認機関制度についてです。排出量を正確に測定することが制度の根幹でありますので、第三者による確認を通じて、排出量の信頼性と市場の健全性を確保することは必要不可欠だと考えております。そのため、登録確認機関の定期的な登録要件の確認手続は透明性、公平性、公正性を十分に確保することが重要だと考えてございます。なお、確認作業における保証水準の段階的な強化は、人的リソースの集中を回避する観点からも有効であると考えておりますが、保証水準は制度の信頼性に深く関わりますので、諸外国との整合性を含め、量と質の十分なバランスを考慮した設計が必要ではないかと考えてございます。

それから4点目が、40ページにありますベンチマークの具体化に向けての考え方でございます。排出量枠の割当量の設定に当たっては、現場実態やトランジションに要する時間軸を十分に考慮し、原材料の転換や電化、脱炭素技術の開発、社会実装を着実に後押しできる目標設定であることが重要であると考えてございます。こうした観点を踏まえますと、ベンチマークの具体化を進めるに当たってはカーボンリーケージリスクや研究開発投資、既存設備の脱炭素化など、社会全体の脱炭素化を含めた追加割当枠の拡大や、活動量の変動に対する調整措置、諸外国の事例などを参考にした対応など、総合的かつ実効的な制度になるような検討をお願いしたいと考えてございます。

最後の5点目は環境整備についてです。産業競争力の確保と公正な移行の実現の観点から、脱炭素移行にかかるコストは、特定の産業だけではなく、便益を享受する国民全体で広く負担することを基本に、丁寧な議論の上で進めていくことが重要であります。特にコ

スト負担に対する国民の理解醸成に向けては、国が率先して取り組むことが重要であり、様々な層に対する消費者教育の実施、GX対象商品であることが消費者に分かりやすく伝わる表示や仕組みの構築、省エネ商品や暖房効率の高い設備導入を促す補助金や税制優遇制度など、こうしたものを並行して検討し、十分な説明の下で国民的な合意に努めていただきたいと考えてございます。

私からは以上です。

○大橋委員長 ありがとうございます。続いて高村さん、お願いします。

○高村委員 ありがとうございます。これまでの事務局からの御説明、それから委員からの御発言を伺ってしまして、制度設計はなかなか大変だなというのを改めて感じております。

冒頭に畠山局長がおっしゃったことは、制度を考える上での基本的な方針といたしましゅうか、方向性を出していただいたと認めておいて、1つは、揺るぎなくGXを進めていくという決意でもあり、同時に制度としては、企業間の公平性、しっかり排出を削減しながらネットゼロに向かう産業経済構造への移行を果たすという実効性、それから産業競争力の強化と、3つのポイントがあると私は受け止めました。一方、これらをこの制度だけで全部実現する制度設計を行うというのはなかなか大変だと思っているところでもあります。先ほど若林さんもおっしゃいましたけれども、恐らく排出量取引制度だけでできるものではなくて、排出量取引制度をうまく公平に実効的に運用しつつ、しかしほかの施策・制度と併せもって、先ほどの3つ、公平性、実効性、産業競争力の強化を実現していくという視点が重要だと思っています。

といいますのは、全て、この排出量取引制度だけで実現しようと思うと、制度が非常に複雑になってしまう。もともとカーボンプライシング、排出量取引制度で一番期待したいのは、将来にむけて、価格のシグナルにより中長期的な投資の予見性を示すということだと思うのですが、制度が複雑になることで、中長期の炭素の排出のコスト、将来にわたって脱炭素に向けてどういう投資行動が必要なのかというシグナルが分からなくなってしまうことを懸念いたします。これはベンチマークの議論のときにも多分言うと思いませんけれども、重要な視点だと思っております。

今日、お尋ねいただいている点について申し上げたいと思います。まず、密接関係者との共同の届出のスライド14以下についてです。改正GX推進法上、一定の資本関係といましようか、少なくとも連結の関係にある事業者間の共同達成の仕組みだと思っております。

けれども、一方で、上野委員ほかからも御指摘がありました。法令上は投資の一体性というのが要件に入っていて、これをどのように判断するのか。私見を申し上げますと、共同達成というのは対象企業に目標達成の柔軟性を与える制度だと思っておりますので、投資の一体性という要件はなくてもいいのではないかと正直思っていたところではありますけれども、この投資の一体性というのをどう判断していくか。資料の中では、移行計画を見ながらということですが、なかなか判断が難しいところもあるように思ひまして、どういう判断基準でやっていくのか。これは、いわゆるグループ内の企業間での共同達成を認める要件になると思うので、確認をさせていただければと思います。

2つ目が、これも異なる言い方でほかの委員からも御指摘があったと思うのですが、グループ会社間での共同達成を認めるときに、例えば排出量の虚偽報告ですとか、目標未達の場合の責任の帰属の問題についてどのように整理をされているのかという点です。法令上は届出を行った者が様々な義務を負うことになっているのですが、共同で達成することを届け出るときに、複数の事業者の中のどれかを指定するのか、あるいは共同届出という形になるのか。とりわけ共同で届け出る形となると、責任の帰属の問題について整理が必要なように思っております。これはご質問でもあります。

3つ目の点が算定方法についてです。スライドの 17 以下だと思うのですが、事務局から御提案いただいているように、関連する法令、例えば、省エネ法、温対法の算定報告制度との整合性というのは非常に重要だと思います。制度ごとに違う方法論で、違う形で報告が求められるということは対象事業者さんの負担の重複となる。むしろ負担を緩和して低減するために整合性をできるだけつけていくというのは非常に重要だと思います。

その上で、登録確認機関の確認のところとも関わるのですが、スライドの 17 以下の資料でもつけていただいている、特に算定方法の類型のところに関わるのですが、一定のガイダンス、指針の明確化が必要ではないかという点です。これは、対象事業者が、何をすればいいのか。いうなれば、何をすれば確認を得られるのか。確認を担う側からすると、何についてどうしたら確認をしたことになるのかを明確にすることが必要ではないか。例えば、これは昨年度行ったヒアリングの中でも、たしか自工会さんも御指摘になっていたと思うのですが、どの事業所について、何によって計測することが必要なのか、どういうモニタリングが必要か。確認する側は、それを書面で確認して、確認を与えていく、あるいはインタビュー等々行って確認を与えていくわけですが、恐らく活動量にしても、排出係数にしても、それを証明する証書類の作成・整備、記録の保存、そ

れから、特に合理的水準の確認のときに重要になっていくのは内部統制がどうなっているか。こうした点について、事業者が何をしなければいけないのかということを明確化すると同時に、確認する側が確認をスムーズに行うためのガイダンスが必要ではないかということでもあります。実施指針の中に盛りこまれる内容としてぜひ検討いただければと思います。

それから、4つ目が登録確認機関、スライド 26 以下のところについてです。事務局の資料でも示されているように、排出量1トンの削減が金銭的価値として、逆にいうと排出量1トンが金銭的負担として事業者に戻ってき得るという観点から確認のプロセスは非常に重要です。その意味で、将来的に合理的水準の確認に移っていくという方向性に私は賛成したいと思います。ただ、これはさっき申し上げたとおりで、合理的水準になっていくと、確認の業務の作業量、そしてそれに対応する事業者の作業量は増えるので、その意味でも、できるだけ早い段階から、何をすべきかということを具体的にお示しいただくのがいいと思っています。先ほど例示として挙げましたけれども、モニタリング、内部統制、記録の扱い等々です。これはぜひ御検討いただきたいと思います。

確認に関わっては、ほかの委員からも御指摘がありましたけれども、特にサステナビリティ情報の法定開示の制度との調整というのは、ぜひお願いしたいところです。これは金融審議会でも同じ議論が出ています。ただ、難しいのが排出量取引制度は法人単位のスコープ1が対象で、制度開示のほうは連結単位のスコープ1、2、3が対象なので、なかなか調整するのは難しいところがあると思うのですが、できるだけ調整していただくことを期待しています。

ただし、排出量取引制度は、先ほど申し上げたように企業の金銭的負担なり金銭的価値につながるため、排出量の算定に十分な厳格さ、正確さが必要なのに対して、いわゆるサステナビリティ情報の法定開示のほうは、排出量の情報は重要ですが、むしろそれを通じた企業の中長期的なリスクや機会、財務影響というのをしっかり示すことが必要で、目的が違っているように思います。その意味で、何が排出量取引制度にとって必要な保証水準なのか。保証というとよくないですね。確認するために何をしなければいけないのかというのを明確にするほうがいいと考えている理由でもあります。

とはいえ、この2つについて、先ほどの整合性という意味で共通しておいていただきたい、あるいはしたほうがいいと思っているのが、担い手の資格と、それから、特に、求められるルールのコンプラ違反の場合の義務・責任についてです。登録確認機関の場合は法

令上、少なくとも実施指針ないしは省令上定めることができるかと思いますが、確認を行う機関、担い手の中立性、独立性、それから利害相反の回避の観点からの法令上の規律というのはできるだけ共通していただいたほうがよいのではないかと思います。情報の信頼性を高めるという点では双方の制度に共通して重要だと思うからです。

外部クレジットについてです。基本的に事務局の御提案に賛成です。その上で、今後、詳細をもう少し検討いただきたいと思っている点が2つほどあります。1つは、若林さんからも御説明があったように、上限価格、下限価格の設定、場合によっては臨時的な対応というのが必要になる可能性がある。しかし、これは明らかに排出権市場、排出権価格に影響があるので、これをどういう適正手続で決めるのかという点です。

それからもう1つは、J-クレジットとJCMが当面对象となるのですけれども、この2つを同じように扱うかどうかという点です。J-クレジットは、例えば中小の事業者さんに対しての投資・支援という形で、国内に投資を呼び、国内でお金が回っていくのですけれども、JCMのクレジットは国外での削減・投資によるものであり、また、日本のNDCの達成上使えるかというのも、もう一つの課題としてある。したがって、どういうJCMクレジットであるべきか、パリ協定上相互調整がなされたクレジットかなど、一定の要件が必要なようにも思います。

2つと言いましたが、もう一つテクニカルな点として、こうしたクレジット、特にJCMのクレジットの場合が問題になると思うのですけれども、これまで企業が目標達成に使用し、リタイアメント、償却をしたときに、その償却したクレジットは国に帰属するという仕組みになっていると思いますが、これをどうするのか。償却時のJCMクレジットの取扱いについては日本の目標達成との関係で一定の整理が必要かと思います。

最後はベンチマークと移行計画についてです。これは本日の議論ではなく、今後の検討だと思うのですけれども、ベンチマークについては、中長期的な排出削減の経路、いうなれば中長期的な投資、炭素価格の予見性をどのようにつけていくかということが重要な指針だと思っています。

関連してもう一つ。第7次エネルギー基本計画の中で、この排出量取引制度については、非効率な石炭火力フェーズアウトに効果を及ぼす政策として記述をされていると思います。これはベンチマークの設定の仕方、目標値の設定に特に関わるかと思いますが、こうしたエネルギー政策上、求められている効果が上げられるようなベンチマーク設定というのをぜひ念頭に置いてお願いしたいと思います。

移行計画の検討もぜひお願いします。先ほど申し上げた共同達成のところだけではなく、サステナビリティの開示でも移行計画を作成していれば開示の対象になっていると思います。そういう意味では相互に関連性を持って移行計画の策定、開示が行われるよう、そのあり方についてぜひ議論ができればと思います。

以上です。

○大橋委員長 では、ここで一旦事務局からお願いします。

○若林参事官 すみません、お三方だと私がメモが追いつかなくて、回答漏れが発生しているのではないかと感じて、お二方でまずやってみます。

まず連合の富田さんからいただいた御意見ですけれども、密接関係者のところ、できるだけ我々、広く認めていきたいというような考え方でやっております。兄弟会社の場合であったとしても、実態としては親会社のほうにここら辺のリソースがあって、制度対象にはないのだけれども、兄弟会社を事務手続上、例えば代行してやっていくとかいうこともあり得るかなと思って、そのようなときに、親会社との関係で業務委託契約とかを結んでいただくとか、そのようなことも必要ではないかと考えています。ここら辺、できるだけリソースが限定されている中で、どのようにして皆さん、効率的にやっていくかというのは、我々、ルールとか、今後ガイドラインだとかQ&Aとか、恐らくいろいろなものをつくっていかざるを得ないと思っていますので、そういう中で詳細を明らかにしていくという形にしていきたいと思っています。

いろいろな諸外国のルールとの整合性の話で言うと、A Z E Cの枠組みでもあるのですが、日本はS H K制度を先行して導入してやっている。他方で、海外の国では排出量の把握自体もやっていないということでもあります。このようなところで日本のノウハウだとかをどのようにして広めていくかということもやっていきたいと思っていて、そのようにすれば、まさにアジア大でいろいろなものがルールとして共通化していくという世界にもなるかなと思います。

あと、猛暑だとか、様々な特定の理由があると思います。災害もあるかもしれません。そういうときに理由を一つ一つ考えて、これは緩める、緩めないというのは結構難しいところもございますので、何らかの災害によって、ある特定のところの活動量が2年連続でぐく上がったとか、あるいは減少してしまった、それを算定対象から除くとか、理由を問わずに、基本的には活動量の数的なところで区切ってやっていきたいと思っています。

コージェネレーションなどのところは、先ほど秋元委員にも私から回答させていただき

ましたが、自家発と、それ以外の系統から購入している事業者間の公平性をベンチマークの中で見ていく方法というのを我々も今、考えておりまして、それはいずれ示していきたいと思っているのですけれども、1点、一番重要なのは、排出量取引制度は非常に技術中立的な制度になっている。削減技術を問わずに、基本的に1トン削減されたものの価値をそろえていくということでもありますので、何らかの特定の削減技術に着目して、それをやっている方々に追加的にいろいろな割当てをすれば、こういうことがなかなか不得意な制度ではないかと思っております。やる場合には、コージェネレーションかどうかを問わず、自家発と系統電力との公平性をどう確保していくかというような観点でやっていくのが重要かなと思っております。海外でもそうしていると認識しております。

保証水準は諸外国とそろえていくというのはすごく重要ですねというのは、まさにそのとおりだと思っております。EUは設備単位でやっているということで、非常に合理的保証水準の検証がやりやすいということがあるのだと思っております。したがって合理的保証水準の検証をやっているということです。他方で我々、限定的水準の確認であったとしても、制度運用者である我々としては、十分に意味のある水準としてやっているものだと考えておりまして、限定的水準の確認だからといって、水準が悪い、意味をなさないような確認がされるということではないと考えております。したがって、質の担保は十分できていると考えております。

いろいろな環境整備のところはまさにそのとおりでございまして、これは高村先生からお話があったところですが、排出量取引制度だけに全てのものを全部乗せてしまうと非常に複雑な制度になってしまうので、例えばGX製品の需要喚起をどうするかとか、どのようにしてほかの非GX製品と区分していくかの仕組みとか、こういうものはこういうもので別にしっかり考えていきたいと思っているということでもあります。

それから、高村先生お話し、シンプルにしたいというのが、制度運用している我々の最大の悩みです。どうしても考慮しなければいけないところがありますので、その考慮しなければいけないところをどこまでの範囲でやるのか。例えば技術中立的であるとか、幾つか我々が維持していかなければいけないような哲学だけは維持した上で、他方で、補正しないと競争上すごく不利になるようなところはしっかり補正していくというような形でやっていくのかなと思っております。

密接関係者のところはまさにそのとおりでございまして。移行計画でどういう内容を求めていくかにも関わりますので、移行計画の内容のタイミングでやっていきたいと思ってお

ります。

共同で届出をすることになっているのかどうかというのは、すみません、確認を要するので申し訳ございません。

それから、サステナ保証との関係の調整といったところは、今回の資料も金融庁とすり合わせておりました、そのような形で進めていきたいと思っております。これは先ほど望月委員からお話しいただいた、準備のためにもできるだけ早くというのはまさにそのとおりであります、実は、有価証券報告書においてサステナビリティ情報開示の対象となる事業者です。仮に時価総額 5,000 億円のところまで行った場合に、子会社も含んで大体 100 社ぐらいは、ここら辺の重複が生じるころかなと思っております。それ以外にも、サステナ情報開示の対象にならないけれども、GXリーグで今、グループGでやっているという、そういう方もいらっしゃいます。我々の推計なのですけれども、130 社ぐらいの方は、サステナ情報開示の対象にもなっていなかったりというような形になりますので、こういう方々には、むしろ早めに準備していただく。そのときには、まさに高村委員おっしゃったとおりに、確認対象の事業者の方々とできるだけ早めに契約を締結していただいて、どのような形で実際にやっているのか、モニタリングをするのかというのをできるだけ早く詰めていただかなければいけないと思っております。したがって、ここが最もルール上、急がなければいけないところだと思っております、年度内にいろいろなものが施行され、登録確認機関の登録も年明けから受け付ける。それで、130 社の方々が登録確認機関がないということで、そうならない事態にどのように救っていくかというのもすごく重要なことだと思っております。したがって、場合によっては業界団体とかから、ちゃんと登録確認機関を見つけていますかというようなこととか、きめ細かく、我々のほうでは確認していきたいと思っております。

外部クレジットのところは、まさに御指摘のとおりだと思いますので、しっかりしていきたいと思っております。

すみません、取り急ぎこんな感じです。

○大橋委員長 続いては吉高さん、お願いします。

○吉高委員 ありがとうございます。皆さん、おっしゃっているとおり、非常に重要な会議に参加させていただきまして、ありがとうございます。

産業競争力、リーケージの問題、公平性、実効性、まさにそのとおりでございます、EUが行き着きたいかに資金循環をつくるかというところが排出量取引の肝だと思ってお

ります。規制側で削減コストがかかるなどに議論が集中してしまいがちなのですが、本件は金融機関も非常に注目しております。なぜかという、この制度設計により民間の資金がどのように動くかというのが随分変わってくると思います。制度と支援を一体的に考え、最終的に 20 兆円のGX移行債の返済原資の一部とするため、単に取引制度として考えるということにならないように、私自身も肝に銘じて関わってまいりたいと思っております。

そういった面で、この制度はフレキシブルに進めるというのがキーワードとして出ています。このフレキシブルをどれぐらいの幅で考えていくか、この項目は決める、この項目はある程度フレキシブルにというのを整理しておくのが前提になるかと思われました。高村委員がおっしゃったように予見性が重要ですが、実はそんなに簡単ではない。まずはどこが確実にあまり変わらないところか、フレキシブルになるかというのは、あらかじめ詰めておいていただくのが、予見性が上がるかと思っています。EU-E T Sなどの過去経験があったことなどをよく分析することで、その整理をしておくところが大変重要だと思っています。

それから、進め方について御確認させていただきたいのですけれども、11 ページの御説明のときにパブコメの話があったと思うのですが、夏のパブコメとおっしゃいましたか。この夏のパブコメはどこまでのどういうもののパブコメなのかというのを確認させていただきたいと思われました。最後のスケジュール説明でパブコメとありましたので、ぜひ教えてください。

それから8ページの、今回の実施方針におきまして、排出割当ての実施指針は、先ほど諸富委員の算定方法の御質問に対して若林さんのほうで任意とお聞きした気がしますが、常に任意なのか、そうでなければ、どのタイミングでどう関わっていくのかというのを教えていただきたいと思いますと思っております。

もう一つの御質問はベンチマークのワーキングです。これは明確にさせていただきたいのですが、ベンチマークを決める際の、ワーキンググループ、事務局、GXリーグなどの役割です。ワーキンググループの議論がここで報告されるとさっきおっしゃったのですけれども、では、報告された後にどういう責任で決定していくのか。委員会によっては最終決定について議論の時間がなくなったら委員長のカリヤで決定というものもありますが、本件は、どういう決定プロセスになるのかということを確認したいです。これらが全体の進め方についての御質問でございます。

今日の議論項目ですけれども、基本的に皆さんがおっしゃっていたことでほとんど網羅

されていたので、特にはございませんが、まずカーボンクレジットの扱いに関しましては、最初 10%のスタートなのですね。これは他国を見て 10%だと思うのですが、日本は特殊なので、質が担保され市場の流動性が確保できるのであれば、日本国独自で考えてよいというのが私のスタンスであります。10%で始めるのはいいのですが、例えばEUが 2040 年目標にカーボンクレジットの利用についても是としてくると聞きます。日本国政府としての相当調整後のカーボンクレジットの獲得というのが、目標として見えてきた際に、この 10%がどういうタイミングでどのように変わるのかというのは影響が大きいと思います。EU でも、ルールの変更によってマーケットの価格の乱高下がひどかったので、少しずつでもシグナルを出していくということも重要だと思っています。パリ協定 6 条が稼働しますと世界全体のカーボンクレジット市場が今後活性化する可能性もありますので、その状況も踏まえて柔軟に御対応していただく必要があるかと思っています。

あと登録確認機関について、先ほど高村委員がおっしゃったかと思いますが、私もサステナビリティの情報開示の保証と連携していただくとお聞きしておりますので、心強いところではございますが、基本的に目途が違いますので、違いというものを最初から整理していただかないと、株主総会に向けての有報の情報開示が高度化されますので、ぜひ考えていただきたいと思っています。

あと、EU-ETS のときも認証ビジネスが非常に大きくなりました。新たに認証ビジネスを始めたところも多々ありましたし、その際、どれぐらいの範囲で広げていくのか、構想や見積もりなどがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思っています。

以上でございます。

○大橋委員長 ありがとうございます。委員の方は一あたり御発言いただいたのではないかと思いますのでけれども、もし特段漏れたとか、お話ししたい方がいらっしゃればあれですが、大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは浅川様、男澤様の順で、もし御発言希望があればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川オブザーバー ありがとうございます。一般社団法人温室効果ガス審査協会（GAJ）の浅川でございます。

本日はこのような会合にオブザーバーで参加させていただきまして、ありがとうございます。また資料を御説明いただきまして、ありがとうございました。

先ほどお話もちよっとありましたけれども、私どもGAJはいわゆる業界団体というこ

とでございますので、初めにG A Jの概要について簡単に御紹介させていただければと思います。

私どもG A J、2003年に設立されました温室効果ガス排出量を審査検証する機関の団体ということで、設立当初は日本O E協会ということで、いわゆるC D M制度のプロジェクトの審査検証、あるいはその審査検証を目指す認証組織が参加して設立された団体でございます。現在は国内や海外でI S O認定を取得している審査機関で構成されているというところでございます。

このため、設立当初の活動では、C D M審査の普及啓発や審査員育成に係る、経済産業省様からの委託事業等を行ってまいりました。また国内においても、経済産業省様の排出量取引制度の試行的実施の際にはG A Jとして検証に関わるガイドラインの策定の御協力をさせていただいたり、また現在、環境省様の排出削減に関わる事業について、これまでの審査検証業務で蓄積された知見を踏まえて、間接補助事業の事務局業務を担当させていただいているところでございます。

では、御説明いただいた資料に基づきまして、私どもからも幾つかコメントさせていただければと思います。

まず17ページに関連しまして、今回の算定の基準は省エネ法や温対法、算定・報告・公表制度と整合的に進められていると理解しております。ここでは排出実績量として、エネルギー起源C O<sub>2</sub>のほかに非エネルギー起源C O<sub>2</sub>とクレジット無効化量ということで出ておりますが、確認という観点で考えますと、実務的には非エネルギー起源C O<sub>2</sub>、あるいはクレジット無効化量というところは、いわゆるこれまでの任意保証という範囲の中ではあまり対象とされてこなかった部分なのかなと思います。このあたりの詳細は18ページや21ページにも記載されておりますけれども、こういった非エネルギー起源C O<sub>2</sub>等が具体的に抜け漏れなく算定されているか。例えば企業買収等で本社の業態と全く異なる業態を買収して事業を進めていくというようなケースもあるかもしれませんが、そういった、全然違う業界のところが入ってくるような場合にもきちっと抜け漏れなくカウントできるか。あるいは、適切なクレジットを適切に活用しているかというようなところは、やはり比較的新しい分野かなと思いますので、算定される側、あるいは確認する側、併せてそれぞれにガイダンスの整備等は重要なかなと思うところでございます。

また算定について、細かいところになりますが、先ほど御説明いただきました18ページの保守的算定ですとか、関連する19ページの計測機器精度等についても、御意見もあ

ったかと思いますが、具体的に算定のときに、ではどのような要件が必要なのかということころを少し整備されておくということも大事なのかなと思います。

一方、登録確認機関制度につきましては、私どもGAJ、国内外のISO認証機関ということもありまして、今回、幾つか意見が出てまいりました。まず35ページにつきましてですけれども、こちら、基礎的資格の2つ目の部分に関しまして、上場企業に対する排出量保証/検証実績という条件を入れてということなのですけれども、これですと品質上の担保というところがやや不明確ではないかということで意見がありました。例えば、ISO14065の認定を受けている機関に比べて、認定費用のコスト負担や、ISOに基づく品質管理プロセスの運用に生ずる工数、そういった費用を考慮しないで、ある種、実績づくりというようなことで市場参入されるようなケースもあって、結果として持続可能な制度にならないようなことにならないかと危惧する意見が出てまいりました。

例えば28ページで解説いただきました認定取得機関数の推移ということで、いわゆる悪貨は良貨を駆逐するというような状況にならないように、例えば被認定機関の必要な機関数を検討するとか、あるいは、3年の時間の中でも6号の認定の申請をすることを条件とするなどの方法での健全な市場形成というところをお願いしたいということコメントさせていただきたいと思います。

それから、31ページの保証水準につきまして、準備期間の必要性というのはよく理解できているところですが、特に34ページに示されるように、排出量取引制度では諸外国も合理的保証水準の検証としていますし、あるいは日本国内でもJ-クレジット制度は合理的保証水準の検証を実施しておりますので、これらの制度との、なるべく早い整合性の確保が望まれるという意見もございました。

最後に、37ページや38ページの制度外の取組につきまして、確認業務の品質向上、人材育成についても取り組まれるということでございますけれども、冒頭に御案内しましたように、GAJはこれまで20年以上にわたって、この温室効果ガス検証の各分野で活動を行ってきた団体となりますので、こういった業務にぜひ御協力させていただければと考えております。

私からのコメントは以上です。ありがとうございました。

○大橋委員長　では、続いて男澤さん、お願いします。

○男澤オブザーバー　日本公認会計士協会の男澤でございます。

本日はこの小委員会に参加させていただくとともに、発言の機会をいただき、ありがと

うございます。私から5つほどコメントさせていただきます。

まず18ページ目の算定方法のところでございます。この排出実績量に関する算定方法の類型につきましては、排出目標量も含め、算定方法はできるだけ複雑化させず、客観性が確保された形で整備、明確化していくことが望ましいのではないかと考えております。それによって、算定、また確認業務が効率的に実施可能となり、ひいては制度の安定的な運用につながると考える次第でございます。

2点目といたしまして、27ページ目でございます。制度設計の方向性でございますが、確認業務の保証水準を段階的に引き上げるという案に賛同いたします。その上ででございますが、この確認業務の体制構築に注力する期間におきましては、事業者様におかれまして、合理的水準での確認業務に向けた算定プロセスの整備、及び内部統制の高度化を含めた体制整備を進めていただくことが重要かと考えております。国際サステナビリティ保証基準、I S S A5000 を前提にいたしますと、限定的保証の場合でも、一定の内部統制の理解、すなわち整備状況の検討は必要ですが、対象期間を通じた有効性の評価までは求められていないところです。一方、合理的保証の場合には、内部統制の有効性の評価自体も必要となってまいります。すなわち内部統制の有効性が業務の前提となってくるということを踏まえてでございます。

3点目です。31ページ目に記載されておりますとおり、I S O系、そして監査法人系の機関が確認業務を担うことが想定されております。その中で、両者が通常準拠している基準を基礎に制度設計いただくことで、監査法人系で申しますと、現在利用しているI S A E3410 ですか、今後利用するI S S A5000 に準拠する形で確認業務を実施することができるようになると理解しておりますので、この設計の方向に賛同いたします。

その際でございますけれども、私どもといたしましては、I S A E3410 ですかI S S A5000 をそのまま利用できる形が望ましく、追加的な要求事項というものは最低限にさせていただきたいと考えております。例えば保証基準と検証基準間です。私どもでいえばI S O系の検証基準間の整合性を過度に求めるような要求事項が入ってまいりましたときに、I S S A5000 に基づいた業務受嘱の妨げになる恐れがあるのではないかという点を懸念しております。

4点目です。37ページ目、38ページ目の、制度外の取組として、確認業務の品質向上を進めていくということについてでございます。確認業務の品質確保は私どもとしても非常に重要だと考えております。詳細はこれから検討する段階かと思いますが、方向性に賛

同するとともに、今後具体的な取組を検討される際には、私どもとしても協力できる部分があるかと考えております。

最後に保証水準の表現ということに関してコメントさせていただきます。27 ページ目と 31 ページ目に保証水準について、限定的保証、それから合理的保証という表現がございます。決して言葉尻を捉えたいわけではございませんが、正確にはそれぞれ限定的水準の確認業務、合理的水準の確認業務という表現になるのではないかと理解しております。私どもといたしましては、このそれぞれの保証というものが何を意図しているかということとを想定利用者の方に誤解なく、正しく理解していただくことが制度の安定的運用上も重要だと考えておりますし、この確認業務というものに関して、私どもが責任を持って遂行して、責任を負う中で、私どもが安心してこの業務の検証機関として担っていくためには、責任範囲の明確化という観点からも用語に関しては少し厳密に捉えたいということから、ちょっと言葉尻のようで恐縮ですが、最後に発言させていただきました。

私からは以上でございます。

○大橋委員長 ありがとうございます。事務局のほうから何かありましたらお願いします。

○若林参事官 時間も迫っているので手短にお答えいたします。

夏のパブコメについては、政令事項についてのパブリックコメントとしております。そこは対象事業者 10 万トンというのが政令で定められているので、そういうものを書いたりとか、例えば離島の扱いをどうするかとか、算定に関わるそこら辺の部分について記載されたものが夏の政令のところに出てくるという形です。

任意だと申し上げたのは、算定方法のところをどのようにするかということは任意なのですが、パブコメ自体はすべてかけてまいりますので、それについては必ず皆さんに、広くパブリックコメントを付していきたいと思っています。

ベンチマーク委員会等は基本的に技術的なものを決めていきますが、最終的に小委員会に報告するときのやり方は今後検討していきたいと思っています。

外部クレジットのところ、ここも皆さんの関心がすごく高くて、実際は今、6条2項のクレジットというので、例えばJCMはそこに位置づけられていると思いますけれども、JCMのパートナー国以外で相当調整をやるような仕組み、あるいはボランタリークレジットを活用してやるのかというのは、一つの大きな判断にもなってくると思いますし、確かに相当調整ということではNDCへの貢献というところは見られるのだと思うのですけ

れども、一方で、全く日本の技術が生かされていないものがここの制度に入ってくるというのが、これは本当に経済成長と排出削減の両立と言えるのかというような観点もござい  
ますので、一つ一つ、結構しっかりと検討すべき課題かなと思っているということでござ  
います。

あとは、後ろからいろいろなメモが来まして、共同届出のところは、そのメモの一つに  
書いておりまして、共同で、まず親事業者、関連会社、子会社の人たちに届出いただいた  
上で、これは共同の行為としてやってもらいます。その上で最終的に代表者となる親事業  
者の方々が義務だけ負うという構成にしているということでございます。

それから、浅川様、男澤様、今日はお越しいただきまして、御意見いただきまして、ど  
うもありがとうございます。

男澤様から最後、いただいたところの限定的保証、合理的保証というのは、この言葉が  
今、使われているので、したがって今回はイメージしやすいようにこのようにしているの  
ですが、具体的なガイドラインだとかというのを定めていくときには、そこら辺の言葉の  
厳密性はしっかりと御相談させていただきながらやっていきたいなと思っております。そ  
ういう意味では、今回の議論を踏まえて、具体的にはガイドラインとかの作業にもう入っ  
ていこうと思っておりますので、その際にはぜひ御相談に乗っていただくよう、よろしくお願  
いしたいということが1点です。

あともう一つ、ISO認定を取っている機関が5機関しかなく、それとそれ以外のところ  
という、これは非常に悩ましいところがありまして、今のGXリーグも、実は5機関以  
外の検証を受けているようなところがございまして、これは、例えば海外の認定機関で認定  
を受けている大手のところの子会社だったりするところもございまして、そこが必ず悪貨  
と良貨の関係になっているかという、そういうことでもない和我々思っております、  
いずれにせよ、ここの入り口要件をあまり縛ってしまうと、それによって検証が受けられ  
なくなる人たちが出てくるのを恐れておりまして、そこは広く取った上で、具体的なエン  
フォースの中で適正性というのをしっかり確保していくというように取り組んでいきたい  
と思っております。

すみません、以上です。

○大橋委員長 ありがとうございます。大変様々な御議論をいただきまして、ありが  
とうございました。ぜひ、事務局においては本日の議論を踏まえて検討を深めていただ  
ければと思います。

1点だけ、私からなのですが、技術中立性を目指しながら、制度も複雑にならないようにしていかなければいけないというのはもちろんのことですので、それは排出量取引の制度、あるいはほかの制度と補完させながら、全体として我が国のカーボンニュートラルを進めていくということなのだと思いますが、この制度をつくる際に、やはり技術とか業種の固定化につながるような形になってしまうと、これって、そもそもGXが目指している産業構造の高度化という話と齟齬が生じることにもなるのかなと思います。そういう意味で、ベンチマークのつくり方とか典型だと思いますが、あまり細かく作り過ぎてしまうと、それはそれで手間もかかるし、問題も多いので、ここのあたりの頃合いは御苦労が多いと思いますけれども、ぜひ気を付けて頂ければと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○若林参事官 今日は大変いろいろな意見をいただきました。それで、皆さんの意見に全部答えられていないところもあると思っております、この後、私もYouTubeをもう一回見直したいと思っておりますので、それでまた意見交換などをさせていただきながら、しっかり進めさせていただけたらと思っております。

○大橋委員長 それでは、最後に伊藤GXグループ長からお願いいたします。

○伊藤G長 伊藤でございます。

改めまして、委員の皆様におかれましては、本日、大変活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。多くの委員から身の引き締まるというお言葉を頂戴しましたがけれども、事務局一同も全く同じ覚悟でございます。

本日、制度の基礎となる論点について御議論いただきましたけれども、今後、本日挙げた論点に加えまして、制度設計の上で大変重要な論点としまして、一例申し上げますと、ベンチマークの業種について、制度開始時に上位何%の原単位水準の割当て、どのようなスピードで削減していくか。またグランドフェザリングの削減割合とNDCとの関係をどう整理するか。GXの研究開発投資を、ほかの投資とどのような基準で切り分けていくか。さらに、上下限価格を当初どの程度で設定するか。無償枠制度と有償オークションとの円滑な接続のため、どのようなスピードで設計していくか。などなど、大変多岐にわたる論点を第2回以降、順次御議論いただくこととなります。

本日の議論にもありましたとおり、リーケージに目配りをしながら、環境と経済の好循環であり、脱炭素、エネルギー安全保障、そして成長産業競争力という三元連立方程式を解くと、こういう視点をしっかり踏まえまして、2026年度の制度の稼働に向けまして、

引き続きお力添えいただきますと幸いです。

最後になりますけれども、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○大橋委員長　ありがとうございました。

○若林参事官　ありがとうございます。本日の議事要旨につきましては事務局で取りまとめをいたしまして、皆様に御確認いただいた上で後日、経産省のウェブサイトに掲載いたします。次回の日程については追って事務局より御連絡いたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。本日は皆様、お忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございました。

——了——